

平成27年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第1日目 平成27年12月14日(月)

議長 三戸留吉 おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより12月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。11番 近藤美喜雄君 1番 村井剛君を指名いたします。
次に、日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 村井剛君の報告を求めます。

議会運営委員長 村井剛 おはようございます。私から12月定例会の日程、運営等につきまして審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告を申し上げます。
去る12月7日午前10時から第1委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。
今回の定例会の議案等は、条例関係では条例改正議案が2件、条例制定議案が1件、平成27年度補正予算議案が4件、その他人事案件が2件であります。
また請願・陳情は、請願1件、陳情3件で、一般質問者は8名となっております。
今定例会の日程は、皆さんに配付しております資料のとおりであります。初日が議長の諸般報告、町長の行政報告、議案の上程、提案理由の説明、質疑並びに請願・陳情について等を行い、各常任委員会に付託することといたしております。
2日目は一般質問を行い、終わり次第各常任委員会に入っております。
最終日は、全員協議会の開催の関係上、午後1時30分から本会議を開催いたします。
以上のとおり今定例会の会期は、皆さんに配付した資料のとおり、本日から17日までの4日間で行うことといたしております。
以上、議会運営委員会の報告いたします。
ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長 三戸留吉 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から17日までの4日間と決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第3、議長の諸般報告に入ります。この報告は平成27年9月定例会最終日より、本定例会までの報告事項について印刷し、皆さまのお手元に配付しておりますが、この報告書をもって、報告に替えさせていただきたいと思っております。そのように取り計らってご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。

町長 島山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 三戸留吉 これより、町長の行政報告に対する質問を行います。確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに明日の一般質問に重複する質問は控えて下さるよう、また一人一問程度で簡潔にお願いいたします。
質問のある方は挙手願います。はい、7番 伊藤君

7番 伊藤秋雄 私の方の委員会ですが、ちょっと聞きたいと思っております。重大だと感じておりますので。今の町長の行政報告にありましたが、八郎潟土地改良区所管の排水機場のことで、説明の中では、「町が所有し、管理主体であること」の規定があるということで、町が贈与を受けたということになっております。議案の説明の中でも贈与したということがありますが、これ3ヶ所となると大変な事業になると思っております。これは一時的なものでしょうか、それとも永久的なものでしょうか。そこら辺を詳しく説明をお願いします。

産業課長 加藤貞憲 伊藤議員のご質問にお答えいたします。今回、排水機場3ヶ所につきましては、一時的なものか恒久的なものかということですが、この事業で修繕及び改修、それから今後突発的な事故等がございました場合に、所管をその都度替えていくというやり方をしないためには、今後とも継続して町所有ということにしております。

7番 伊藤秋雄 今回の補正予算には1,620千円計上しておりますが、その後ずっと建物も機械も3ヶ所管理していくとなれば、大変な経費がかかるのではないかと心配がありますが、その辺はどう思いますか。

産業課長 加藤貞憲 今のご質問でございますが、今年度当初予算額でございますが、この排水機場につきましては、町の雨水排水等も八郎潟土地改良区管内の水路に流入しているということで、八郎潟土地改良区に対して162万円、補助金として排水機場運営のために今まで計上して参りました。この点に関して今回町が所管、土地改良区が管理を行うということで委託料に変更しております。

それから土地改良区と協議してまいりまして、今までどおりの管理の方法により、土地改良区で行ってもらうということになってます。

なお、川口排水機場に対しては、平成24年に建屋それからポンプ改修しております。今後、夜叉袋・真坂ということでございますので、建屋及びポンプ、この事業に依りまして整備していきますので、そのように大きな金額が町単独でかかることが無いように話を進めております。

議長 三戸留吉 他に、はい、4番 石井君

4番 石井清人 いまの伊藤議員さんと関連ですけれども、この八郎潟土地改良区の排水機場、川口・夜叉袋・真坂だと思っただけけれども、恐らくは無償譲渡だと思っただけけれども、そうならば寄付行為でないかと思っただけけれども、町からすると財産取得になりますし、目的をもった寄付行為でないかなと思います。

それから受けたあとに経費がかかるということからすれば、負担付き寄付でないかという気がして議案として上程するべきでないかなと私は思ったんですけれども、そういうところの考え方はどうでしょうか。そこ聞きたいと思います。

それからもう一点です。雨水が下の方に流れていますから、混じった雨水を排水するというのはいいと思いますけれども、そうすると各高架水槽に上げる時の用水、水を上げる部分については町の仕事になると思っただけけれども、その部分と2つ教えて下さい。

産業課長 加藤貞憲 始めに、3排水機場の公的な取り扱いについてでございますけれども、この件に関しましては総務課に財産取り扱いについて相談しました。それで、この排水機場は、排水という目的でありまして町民全体が享受という部分と、農家の皆さんが享受する部分と色々ありまして、今回議案としては上程しておりません。

それと公的施設としての考え方につきましては、先程申し上げた部分との考え方があります。

また、雨水排水の関係と用水の事に関してですけれども、用水に関しては町としては補助等今まで実施しておりませんので排水と用水については別個に考えております。

議長 三戸留吉 石井議員よろしいですか。

4番 石井清人 議案の上程の時、また聞いてみますのでここではよいです。

議長 三戸留吉 では他に、はい、3番 金一義君

3番 金一義 行政報告の中で、除雪のことでお尋ねしますけれども、地番をいいますと中羽立59-9の所にあります道路ですけれども、今まで空き地の所に除雪された雪を貯めていたものが、いまそこが新築されてますので、そこ辺りの排雪を町として、まあそこばかりではなくて他にもあるでしょうけれども、どのくらい詳しくあたっているのかなど、個人的に課長にお話しすればいいのでしょうかけれども、ここに除雪排雪のことがありましたので、取りあえずお伺いいたします。

毎年そこに雪をストックしておったんですけれども、今度置けなくなりますので、その都度排雪する所が必要になるんじゃないかと、そこばかりではなくて全体として、そう

いうところがすぐできるのかどうかお考えをお願いします。

建設課長 吉田久壽 ご質問にお答えいたします。オペレーターの打合せ会議でその箇所についてはお話しがありました。狭い所なのでバケットで排雪しますけれども、ある程度バケットで排雪した後、ロータリーで排雪したいと考えております。

議長 三戸留吉 他に、はい、8番 北嶋賢子君

8番 北嶋賢子 8番 北嶋賢子です。今の町長の行政報告の4ページ、福祉に関してお伺いします。4ページの臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についてですが、対象者の前の方は88%、あとの方は93.7%で、100%までいかなかったところをみると、その方たちは辞退したのかどうか、参考までをお願いします。

福祉課長 小野良幸 只今のご質問でございますが、申請の受付が8月3日で行われました。その後3ヶ月間かけましての受付で行われましたが、10月19日まだ申請されていない方に対して、申請して下さいという再度の通知をご案内しております。その後11月3日の〆切でお願いしておりましたが、それからまた1週間猶予を設けまして、11月11日まで受付を延伸しております。それでもなお来ない方がいらっしゃるということで、この手法につきましては昨年も同じようにやりまして、昨年度は臨時福祉給付金で90%で行って、今回2ポイント下がってしまいましたが、その主な原因といたしましては、昨年度が臨時福祉給付金1万円か1万5千円だったのが、今年度は5千円であったので若干下がったのかなと解釈しております。

議長 三戸留吉 他に、はい、9番 菊地文人君

9番 菊地文人 ふるさと納税のことで、お伺いしたいと思います。インターネット決済もできるということで、非常に昨年より効果が出ているということですが、肝心の贈答品のマガモの生育状態はどのようになっているかをお願いします。

総務課長 渡部博英 菊地議員のご質問にお答えいたします。マガモ肉については、生産組合の方にお伺いしております。順調にいらっていると聞いております。

9番 菊地文人 順調ということで良かったなと思っておりますが、生き物ですのでもし万が一何かで出荷できないといった場合は、何か代替を考えていますか。

総務課長 渡部博英 ご質問にお答えいたします。マガモ肉につきましては、先週も確認しておりますので大丈夫だと思っておりますが、代替につきましては考えておりません。

議長 三戸留吉 他に、はい、6番 柳田君

6番 柳田裕平 6番 柳田です。8ページのJR八郎潟駅北側の踏切ですが、色々頑張ってもらっているようですが、一番最後の方に、「平面交差の実現にはいくつかの課題がありますが」となっておりますが、どのような課題があるのか、そして前にも経過報告を受けておりますが、それと比べて進展しているかどうか、その辺委員会違いますのでお願いします。

副町長 千田清 私が仙台に行って、県と一緒に町の現状、通信設備ということで、1番の問題は6本の線が走ってますので、その長大踏切、長くなるということでございます。これについては道路課もそうですけれども、運輸局でもかなり難しいと言われております。それと貨物列車が停まるということで、これについても遮断機が長時間になるということで、これらが一番の課題となっております。その他いくつかありますけれども、一番大きな問題はこの2点であります。

議長 三戸留吉 他にありませんか。なければこれにて町長の行政報告に対する質問を終わります。次に、日程第5、議案第55号から、日程第11、議案第61号までの7議案について、各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定しました。議事日程については、配付している日程表のとおりであります。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。
会議日程資料8ページをご覧ください。

議案第55号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の未施行部分の一部を改正するものがあります。

資料11ページ

議案第56号 八郎潟町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例について
在園児を対象にした預かり保育の春休み期間中における実施要望に伴い、八郎潟町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正するものであります。

資料13ページ

議案第57号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において法第9条第2項で条例等を定めることにより、法別表第1に規定された法定事務以外の独自の住民サービスに特定個人情報を利用することが認められています。
また、法第19条第9号で同一機関内又は教育委員会などの同一地方公共団体内の他の機関で特定個人情報の連携を行う場合には、条例を定めることとされています。
これらのことから、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するものであります。

続きまして、補正予算関係についてご説明申し上げます。

議案第58号 平成27年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）について

1ページ、歳入歳出にそれぞれ4,364万9千円を追加し、予算総額を30億1,161万1千円としております。

歳入の主なものは、9ページ、国庫支出金・国庫負担金・民生費国庫負担金には、保育所運営費負担金1,050万2千円を追加しております。これは、平成27年4月に施行された、子ども・子育て支援新制度による加算分と入所児童数の増に伴うものであります。

また、民生費国庫補助金の保育緊急確保事業費補助金416万9千円の減額と、子ども子育て支援交付金470万6千円の追加につきましても、子ども・子育て支援新制度施行に伴う予算の組替であります。

11ページ、県支出金・県負担金・民生費県負担金の保育所運営費負担金525万1千円の追加と、県補助金・民生費県補助金の児童福祉費補助金の総額473万2千円の減額につきましても、子ども・子育て支援新制度施行に伴うものであります。

農林水産業費県補助金の農地集積協力金交付事業補助金552万6千円は、農地貸付申請者の増が見込まれることから追加するもので、全額県費で賄われます。

また、新規就農者経営開始支援事業費補助金101万8千円の追加は、機械購入に対する補助金で1個人に対し、町を経由して助成されます。

13ページ、寄附金・指定寄附金の「まちづくり人材育成基金寄附金」に99万9千円を追加し、当初予算で計上していた1千円と合わせて100万円としております。これは夜叉袋字大嶋田の小柳勉氏から町の文化芸術事業の継続と後継者育成等の為に役立てて欲しいと、100万円の寄附を頂いたものであります。

繰入金・後期高齢者医療特別会計繰入金57万6千円の追加は、平成26年度実績に伴う精算分であります。

諸収入・雑入の間口等除雪支援事業利用料30万円の追加は、除雪作業に対する利用者負担分であります。

なお、前年度繰越金につきましても、2,517万2千円を追加しております。

歳出の主なものは、15ページ、総務費・総務管理費・財産管理費の「まちづくり人材育成基金積立金」100万円の追加は、歳入でもご説明いたしました、夜叉袋字大嶋田の小柳勉氏から頂いた寄附金を基金積立するものであります。

19ページ、民生費・社会福祉費・社会福祉総務費の委託料には、間口等除雪支援事

業委託料160万5千円を追加しております。これは、自力で除雪する事が困難と認められる、高齢者及び障害者等で構成される世帯等に対し、玄関から間口までの通路の除雪を行うことで、安心して生活出来るよう支援するものです。除雪作業につきましては、シルバー人材センターに委託いたします。

医療給付費の福祉医療費・町単独分247万9千円の追加につきましては、8月から中学生の医療費分と小学生までの一部自己負担分を助成しておりますが、国民健康保険団体連合会などへの支払状況及び冬期間における医療費の増加見込み等から、予算不足が見込まれるためであります。

老人福祉費の介護保険特別会計繰出金には、介護給付費等の増により578万7千円を追加しております。

児童福祉費・児童措置費の保育所運営委託料1,854万4千円の追加は、歳入でもご説明いたしました、子ども・子育て支援新制度施行に伴うものと、入所児童数の増によるものであります。

21ページ、延長保育促進事業費補助金459万1千円の減額と保育士等処遇改善臨時特例事業補助金207万4千円の減額につきましても、子ども・子育て支援新制度施行により、保育所運営委託料への加算に伴うものであります。

衛生費・保健衛生費・後期高齢者医療費の県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金は87万4千円を減額し、後期高齢者医療特別会計繰出金には、総額41万5千円を追加しております。

農林水産業費・農業費・農業振興費の経営転換協力金500万円と耕作者集積協力金52万6千円の追加につきましては、農地中間管理機構への農地貸付け対象者等の増加が見込まれるためのもので、財源につきましては、全額県支出金で賄われます。

23ページ、経営所得安定対策事業費の八郎潟町水田活用交付金に1,222万1千円を追加しております。これは、大豆の団地加算・えだまめ等の作付け及び出荷販売面積に応じて算出され、国から農業者に直接交付される産地交付金の実施面積が、当初配分面積より大幅に上回ったため、農業者個々に対する交付金額が約6割となり、農業経営への影響が懸念されることから、今年度に限り町単独で減額分を追加交付し、経営の維持・安定を支援するものであります。

担い手農家育成対策費の新規就農者経営開始支援事業費補助金152万7千円の追加は、歳入でもご説明いたしました、新規就農者の円滑な経営開始及び営農定着を図るため、戦略作物導入等の新たな取り組みを開始する際に必要な機械の導入を支援するもので、申請のありました1個人に対し補助するものであります。なお補助率は県が3分の1、町が6分の1となっております。

農地費の川口・夜叉袋・真坂排水機場管理委託料と八郎潟土地改良区補助金につきましては、予算の組み替えを行っております。これは、地元負担率が大幅に軽減される、県営湛水防除事業で排水機場を整備するため、排水機場を八郎潟土地改良区から町へ譲渡したことによるものであります。

商工費・観光費には八郎潟町地域振興協議会補助金45万円を追加しております。これは、町の地域振興を図り、町の文化、観光振興に寄与する目的で設立された、八郎潟町地域振興協議会が、来年度から浦大町宇屋崎地内で実施する、田んぼアートの事前準備に要する経費に対し、補助するものであります。

25ページ、土木費・道路橋りょう費・除雪対策費の大型ロータリー除雪車購入費に71万5千円を追加しております。これは県から譲渡される大型ロータリー除雪車の購入費で、併せて賃金・需用費・役務費の必要経費についても追加しております。

27ページ、教育費・社会教育費の八郎潟町えきま交流館費には施設備品50万円を計上しております。これは、えきま交流館の除雪機購入費であります。

保健体育費のスポーツ少年団派遣費補助金につきましては、全国大会・東北大会等への出場に伴い、派遣費補助金が不足していることから79万5千円を追加するものであります。

なお、各項目に計上されている人件費については、30ページ「給与費明細書」に内訳ごとの総額を記載しております。特別職では、その他の特別職分45万8千円を、一般職は167万8千円をそれぞれ減額しております。

以上が、一般会計補正予算（第4号）の概要であります。

議案第59号 平成27年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

33ページ、歳入歳出からそれぞれ2,295万1千円を減額し、歳入歳出の総額を8億3,422万4千円としております。

歳入では、39ページ、保険財政共同安定化事業交付金については、国民健康保険団

体連合会からの拠出見込額に基づき3,635万6千円を減額し、前年度繰越金には、1,340万5千円を追加しております。

歳出の主なものでは、41ページ、保険給付費が嵩んでおり、今後不足が見込まれることから、保険給付費・療養諸費には、一般被保険者療養給付費1,204万円を、高額療養費の一般被保険者高額療養費には124万6千円をそれぞれ追加しております。

共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金は、歳入でもご説明いたしました、国民健康保険団体連合会からの拠出見込額に基づき3,635万6千円を減額しております。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

議案第60号 平成27年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
43ページ、歳入歳出にそれぞれ127万8千円を追加し、歳入歳出の総額を6,497万9千円としております。

歳入の主なものでは、47ページ、後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料を215万円減額し、普通徴収保険料に243万7千円を追加しております。

また、一般会計繰入金として、保険基盤安定繰入金に39万6千円を、前年度繰越金には57万6千円を、それぞれ追加しております。

歳出の主なものでは、49ページ、後期高齢者医療広域連合納付金に、広域連合への給付金確定と、今後の保険料を見込み68万3千円を追加しております。

また、一般会計繰出金には、平成26年度の実績に伴う精算分として、57万6千円を追加しております。

以上が、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第61号 平成27年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

51ページ、歳入歳出にそれぞれ4,440万円を追加し、歳入歳出の総額を8億5,918万1千円としております。

この度の補正は、給付費の伸びが著しいことから、予算不足が見込まれるため、追加補正をするものであります。

歳入では、57ページ、国庫支出金の介護給付費負担金に758万2千円を、調整交付金に348万円を、支払基金交付金の介護給付費交付金に1,218万2千円を、県支出金の介護給付費負担金に655万8千円を、一般会計繰入金には、総額で578万7千円を、59ページ、前年度繰越金に881万1千円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なものは、61ページ、保険給付費の居宅介護サービス給付費に738万円を、地域密着型介護サービス給付費に140万円を、施設介護サービス給付費に1,710万円を、居宅介護サービス計画給付費に320万円を、63ページ、介護予防サービス給付費に350万円を、高額介護サービス費に334万円を、65ページ、特定入所者介護サービス費には530万円をそれぞれ追加しております。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 これより議案等に対する質疑を行います。
始めに、日程第5、議案第55号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第55号についての質疑を終わります。
次に、日程第6、議案第56号 八郎潟町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、4番 石井君

4番 石井清人 幼稚園の預かり保育につきましては、長年行われてきたのですが、今更ながら話すのもおこがましいのですが、夏休み・冬休み・春休みに丸1日預かり保育をする意義はどこにあるのでしょうか。保育所と変わらない気がするのですが、改めて教えてください。

教育長 江島廣 長期休業中の活動なんですけども、いずれ幼稚園に入っている子どもさんがお家に帰っても見る人がいない状況にあります。今までずっと夏休み・冬休みにつきましては、預かり担当の職員ではなくて先生方を見ておりました。いわゆる保育というのは、ただ

預かるだけではなくて、指導も加えながらの長期休業中の子どもの子育てという風な形で捉えてきております。今回の場合は春休みの追加ですけれども、いずれ今まで春休み期間中は、先生方が非常に多くの残務整理と新しい年度の準備ということで控えてきましたけれども、親御さん方のニーズが非常に高くなってきておりまして、同じように春休みも預かりをやっていかないと、子どもさんを見る方がいないということで、春休みも追加しているということでもあります。

ご質問にある重要なことというのは、いわゆる子どもをお家の方々が生育てるという風なところを、保護者に代わって幼稚園の方で保護者への支援という意味で行っているということになります。

議長 三戸留吉 他にございませんか。はい、8番 北嶋君。

8番 北嶋賢子 今回の件なんですけれども、保育園では保育料を払ってます。条例の案件として載ってきたんですけれども、保育園の保育料と幼稚園のこれでもらう保育料とはどのように違うのか、差があるのか教えてください。

教育長 江島廣 どのくらいの差があるかにつきましては、确实なところまで把握しておりませんが、保育園さんの方も保育料がありますし、幼稚園の方も預かりは預かりでの保育料をいただいております。

8番 北嶋賢子 いますごく保育園の保育料が高いとか、こういう問題が話題になってます。所得に応じて保育料が決まるわけなんですけれども、保育園が高くて幼稚園が安いとなれば、みんな幼稚園の方に向かっていくんじゃないかと思っ、そこら辺を危惧しているわけなんですけれども、そういうところは話し合われたのかどうか。

教育長 江島廣 保育園さんの方と私どもの方で、保育料についての話し合いはしておりませんが、ただ預かりを、始めは5時までを6時までとか、そういう変わり目がありましたけれども、あくまでも幼稚園の方に子どもさんを多く入れたいための施策ではありませんでして、入っている親御さんのニーズにおきまして、できるだけ幼稚園の方も頑張っ、やりましようという風なことで進めておりますので、幼稚園の方が手厚くとかそういう意味じゃなくて、今の段階では保育園も幼稚園もお互いに両立しているという形で捉えております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第56号についての質疑を終わります。
次に、日程第7、議案第57号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第57号についての質疑を終わります。
次に、日程第8、議案第58号 平成27年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、4番 石井君

4番 石井清人 13ページの間口等除雪支援事業利用料について、お聞きしたいんですけども、これは12月町広報にも載ってまして、200円、100円、50円の料金が載ってます。それでこれ利用者から経費をいただくんですけども、手数料条例の改廃は必要なかったかなということをお聞きしたいと思います。

福祉課長 小野良幸 今回の利用者負担につきましては、手数料という捉え方をしておりません。雑入の方に入れております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。はい、5番 加藤千代美君

5番 加藤千代美 23ページの6款1項5目の経営所得安定対策事業についてお伺いします。当初予算

では、3, 200千円の予算を置いてるわけなんですけど、それは面積が確定しなかったための予算だったと思いますが、「3月13日までに減反面積を申請して下さい」という文書が出てます。この時の減反面積は何ヘクタールであったのか。

それから転作確認、これ6月頃になると転作確認の実施をしていると思います。その面積がいくらであったのか。そして出来秋を迎えた段階での総合的な転作面積がいくらであったのか、その資料を出して計算式で12, 221千円になってますけども、その根拠となるものを提出してもらいたいと思います。これが第1点になります。

ここに町長の施政方針が書いてありますけども、4割補助金が削減になった。今年度においては町単独で不足額を補正いたします。来年度においては無いということだと思いますけども、この水田活性化対策については、当初進める段階で、秋田県は20何年かぶりに減反面積をクリアしたわけなんですけど、その過程の中では大豆面積を拡大するというものがあって減反面積を深掘りしなさい。こういう命令があったと聞いております。この深掘りに参加した結果がこういう結果になったわけですけども、次年度以降補助金がないとすれば転作作物が定着しないという問題が1つと、未達成農家が増えてくる、こういう現象が出てきます。それについてはどう考えているのか、この2点についてお願いします。

産業課長 加藤貞憲 今の加藤議員のご質問にお答えいたします。まず1点目については、資料を提出したいと思います。なおこの度の補正予算の、八郎潟町水田活用交付金につきましては、当初予算とは一切関係ございませんので申し添えておきたいと思っております。

この度の産地交付金につきましては、予算については国から県に内報がありまして、県から町に内報がありまして、予算自体は国が持っております。

なお、配分額については、同じく国から県、県から町へと八郎潟町分の産地交付金について内報されております。なおこの金額につきましては、国の要項によりまして金額それから面積につきましては、配分された額の中で対応するようにということで指導されております。予算計上につきましては、本年2月に26年度の水田フル活用ビジョンの単価を掲載いたしました。なお、その時には同じく単価、面積要件につきまして変更があり得るということでご案内をいたしましたけども、金額のことについて私ども産業課の方で説明が不足していたということと、今後とも転作について農家の皆さまに推進していただくということで、今年度に限り産地交付金の約4割足りなかった分について、町単独で今回補てんするというところで話をいたしております。

それから転作の達成、未達成についてでございますが、経営所得安定対策に加入している方々は全て達成しております。なお八郎潟町で達成するしないについては、補助金とは一切関わりを持っておりません。今後生産数量目標についてでございますが、県が今までの配分の考え方と連なっている部分もありますが、最大で5. 何%かの町村間の格差がございます。これについては、平成28年29年の2カ年間で約1/2、28年1/4、29年1/4を平準化していこうという考え方がございます。今まで転作達成している達成していない、色々ございましたが、あくまでも町村間みんな平等にしていましようという、県の考え方でございますので、その分については、町の農業振興についてもそこまで深くは考えておりません。

5番 加藤千代美 いま産業課長が言いましたけれども、この3月13日の文書が出て、6月の転作確認した段階ではこういう実態がわかってたと思うわけです。それをなぜ農業者の方々に説明しなかったのか、転作確認をした段階で転作面積が多くある、いわゆる生産調整金が増えるということは、もう分かっていたと思うわけです。すると9月の定例議会で補正予算等が提出できたんじゃないか、そういう住民の声があるわけです。

農家の人たちは、いま出来秋終わって支払の時期に入ってきている段階で非常に不安を感じているわけです。いまここで4割の補てんはしますよということを出してるんですけども、秋以降今日に至るまでこれが減額になるということが出てきているものですから、確かに役場ではこの注意書きの中には書いてあります。書いてありますけれども、きちりと説明しなかったために農家が不安になっているという実態があるわけです。いまになって17、18、19日に説明会をやるということで、それはそれで良しとしても、もっと早くその実態を農家の方々に知らせる必要があったと思います。

更に1つ良い例をあげましょう。昨日の朝日新聞に、秋田県の鷹巣で農業生産法人を作ってる方いらっしゃいます。その方は、農業生産法人潰れていく中で生き残って全国の会長をやっています。同じような経過の中で非常に苦勞をして、今は独立採算制で黒字を出している唯一の農業生産法人だという記事が載っています。その中で彼が言っているのは、「国や県いわゆる行政の指導している人方の話を聞いていると、なかなか経

宮が上手くいかない」こういう論文を書いております。機会があったら読んでみて下さい。こういうことも出ておりますので、正にうちの町もそうだと思います。行政がしっかりとしたイニシアチブを持って指導しないと農家の方々が混迷する、こういうことを申し上げておきたいと思っております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。はい、4番 石井君

4番 石井清人 23ページのところですが、ちょっと分からないので聞きますけれども、八郎潟土地改良区への補助金というのは、振り返れば相馬町長さんの時代から土地改良区に出しておりました。その目的は町からの雨水をかくための経費がかかるということで、結構な額を置いておったんですけども、段々行政改革等で減額されてきたんですけども、この度、機場が町に譲渡されたとなれば、譲渡される時点までは補助金でよかったのでないかと思っております。やはり補助金の目的が雨水を処理するという趣旨があったから、そして譲渡後に町が管理するとなれば、それからの部分は委託料でやればよかったんでないかなということで、単純に1,620千円を組み替えただけのもではなかったんでないかなと思うんですけども、そこ辺りの深みはなかったかなと思って、ちょっと聞きたいです。

産業課長 加藤貞憲 石井議員さんのご質問にお答えいたします。確かに今おっしゃったように、11月5日に贈与を受けてます。それまでの間の部分については補助金、それ以降の部分については委託料という考え方もございましたが、毎年3月末日に一括支払いしておりますもので、委託料、補助金ということで名目違いますけれども、実際の金額ということで今回土地改良区とお話ししまして、お互い名目にこだわることはないということで、請求書等分ける必要がないという話しまして、今回は補助金から委託料へと名称変更するということになりましたので、ご報告させていただきます。

議長 三戸留吉 他に、はい、7番 伊藤秋雄君

7番 伊藤秋雄 委員会が違いますので一つ質問いたします。19ページのところに福祉医療費（町単独分）ということで2,479千円追加しております。これ当初予算で54,411千円に対して追加しております。先程の町長の報告では8月から中学生の医療分と小学生の一部の自己負担を助成したものでありますが、冬期間における医療費の増加が見込まれるという説明でありました。これは主にどのようなものが想定されるのか、どのように算定したのかその辺りの説明をお願いします。

保健課長 小柳鉄秀 8月から中学生まで無料ということで、中学生分が増えたこととなります。当初予算では今までの実績がなかったもので、置いておりませんでしたけれども、その後、月平均20万円ということで出てきております。見込んでいくと予想以上にかかるということで今回追加しております。

議長 三戸留吉 他に、はい、11番 近藤君

11番 近藤美喜雄 農業関係ですので、ちょっと私の方の委員会ではありませんのでお伺いします。先程、加藤議員の方からもありましたが、私もいま田んぼ委託している関係でよく分からないんですが、いわゆる申込の時点、あるいは確認の時点で面積を確認しているわけなんですけども、その前にこういう風なものをやれば1反歩あたりこれくらいあげますよ、といったことを農家に示して農家がそれをやる。そうすると嘘をついたことになる。これはそうすると、いくらあったかわからないけども、とにかく要望どおりにはできないよ、予算これしかないよ、という国の方針なのか、これが一点。

それから、町の方で仮にそうであったとしても、これは当たり前だよということにはならないので、国から謝罪してもらおうということにはならないので、やはり町が取り扱うことになると思っておりますので、この点と、2点確認したいと思っております。その後でもう2点ばかりあります。

産業課長 加藤貞憲 近藤議員さんのご質問にお答えいたします。まず始めに予算の配分関係についてでございますけれども、国から県それから県から町に配分されます。それにつきましての要項でございますが、経営所得安定対策等実施要項がございまして、その中で次年度のことについて書かれております。実績報告の数値が相当な乖離がみられる場合、その他

追加配分の取り組みに著しい変更が生じた場合には、必要に応じ次年度の産地交付金の当初配分の額の調整等の所要の措置を講じるものとする、ということで、国では町から県、県から国へ実績報告したのち、例えば今年度のような場合、実績を鑑みて配分するということがこの要項に書いておりますので、国ではそのように対応するものと町では考えております。

もう1点、予算のことについてでございます。このことにつきましては、単価の考え方についてでございます。実施要項がございまして、この中では国から認められる水田フル活用ビジョン、このビジョンの中の面積要件、単価要件がございましてけれども、産地交付金については1反歩あたり助成額を5万円は超えてはならないという風に記載されております。それとあくまでも配分額の中で、町村で単価調整をしながら配分するようにと指導されております。

それから今回説明が不足であった、把握が遅かったということでございますが、確かに説明不足であったことを認めております。なお転作確認については、6月から7月に実施し、その後団地等の色塗り、それから個人データの打ち込み等行っております。9月中には面積等の確認をしております。ただしこの産地交付金ですが、今年度から秋田県の県域枠を設けております。そして単価1反歩当たり5万円とお話ししました。その5万円のうち県域枠の分については、先に県域枠分を算入して残った分については町の再生協からの配分という考え方になります。ですから県域枠確定するまで、どのくらいの金額が足りなかったかというのが、町では確認できませんでした。

なお県から県域枠の産地交付金の額の確定が通知されましたのが、今年の10月22日であります。この10月22日以降に産地交付金枠が決まったわけでございますので、それ以降各交付でございます。県費枠の中では、県戦略作物拡大の助成金、これについては大豆と野菜・花卉等の単価が違います。それから2つ目が深堀り農業者の飼料用米の単価でございます。それから深堀り農業者への大豆野菜等の単価でございます。この4つの単価決まっておりますので、それ以降この単価を元にして町の産地交付金を算定いたしました。

なお本当に町として報告説明等足りなかったことをお詫びしたいと思っております。

11番 近藤美喜雄 いまの説明の中でそう解釈したんですけども、国から額が示された時点で、その額の範囲内で調整するというような気がしますが、そうすると農家はやはり全くわからない、といいますか書いたものあったかもわからないですが、よく把握してなかった。5万円だという頭で来たために、こういう色んなことが出てきたんだと思います。それが徹底して農家に理解されていなかったというところに色々あるようです。

いまの説明を聞いていますと、町がミスしたのものでもないような気がしますが、たまたまやはり説明が徹底するのは現場ですので、この点については十分やっていただきたいと思っております。町が補てんしたということは町としては大変なことで、これを責めるわけでもないですけども、農家に十分理解していただけるように説明していただきたいと思っております。

それから次に川口の排水機場の関係ですけども、後で気がついたんですけど、これはそうすると財産の取得ということには該当しないという解釈ですか。

産業課長 加藤貞憲 近藤議員さんのご質問にお答えいたします。今回この排水機場につきましては、財産にあたります。財産台帳には登録いたします。石井議員の質問で指定管理者制度の言葉出てこなくて申し訳なかったんですけども、指定管理者制度を置く場合の公的施設に該当するかどうかということで、実際あの施設ですと土地改良区の担当者しか立入りしないということで、公的施設に該当しないということで指定管理者制度を置かないということにしました。そして必ずしも財産として条例制定しなければならないということにあたらぬということで、今回このようになってます。

11番 近藤美喜雄 今の条例制定しなかったということなんだけども、指定管理者の問題でしゃべってるわけでないので、条例は関係なくて、いまある現在の状態でものを言ってますから新しく必要なものは揃えればよくて、そうでなくて財産を取得したということには変わりないと思っておりますから、そうすると取り扱いというのは決まってくるわけですよ。この取得した財産がどのくらいの価値があるかは当然協議の中で検討されなければいけないわけで、700万という額が定められているので、これがどうかということを入れてやらないと議決議案に当然かけなければならないということになってるわけです。今の状態でどれくらいの価値があるのか評価があるのかわからないですけども、これを受けるからにはそれ相応の資料のやりとり、打合せをやらないと簡単に受けてしまったり、

ちょっとやってけれといわれたからとか、田んぼの補助金いくらだからとかで双方簡単にやりとりするものではないと私は思っています。ですからこれは今の状態だと議決しないうちに町が補助金を委託した、いわゆる施設を取得した委託する、これにかえてると言うことは、我々からするとちょっと理解できない。この点についてお願いします。

町長 島山菊夫 土地改良区から町へ今回委託した経緯については、土地改良区がこれから事業をやるにあたって、どうしても町に委託しなければ補助額が違うわけなんです。国と県と町の負担金がありまして、今のままであれば町の負担金、要するに土地改良区の負担金がパーセンテージが増えるわけです。それで町に委託することによって、土地改良区の負担金が減るということなんです。それで町に委託しなければ、県でも事業が認められないということもあります。町に委託しなければ県も町にお金出されませんということもあります。それで今回土地改良区から町に委託したということがあります。これから事業やる度に戻したりはしないということです。というのは管理は土地改良区が今までどおり維持管理費運営費は全て土地改良区が行うということです。

1 1 番 近藤美喜雄 町の立場からすると、湛水補助事業だと思いますけれども、1年2年で終わる事業ではないと思います。そうなりますと、町がほぼ責任を持って対応して行かざるを得ない色々な問題があり、単に補助金どうのこうのやりとりではなくて、将来負担、もしかしたら受益者の関係も出てくるかも知れない、事業やるとなればそこまでなります。そうなってくると今のような土地改良区と当局だけのやりとりでいいのかどうか。私はちょっと上手くないのではないかと、やはり正々堂々と議会で状況を説明し、この後、長い年月をかけて町がやっていく覚悟をしているという状況を我々にも説明して、議案として議決して町が受けて、受けた暁に委託費を回すというのが本来の手順でないかと私は思いますので、この辺一言だけでもう一回。

産業課長 加藤貞憲 近藤議員さんのご質問にお答えします。実際、八郎潟土地改良区の排水機場、今回、夜叉袋と真坂の排水機場でございますけれども、改修するため財産台帳に記載されている金額なんですけれども、今回残存価格しかないということで、我々に提示されたものについては空欄でございました。

金額についての問題等ございますけれども、この部分については農業支援ということで基幹水利施設ストックマネジメント事業の場合、地元負担が25%でございます。今回、県営湛水防除事業で行う場合は地元負担が5%でございます。あくまでも農業支援ということを先に考えまして、それから事業採択の関係で11月上旬には判断していたきたいということで、県からお話がありました。

これについて県、土地改良区、町、三者で会いまして、事業採択をもらうためのこととございますが、あくまでも農業者のことを考えて進めるべきということで今回贈与を受け委託契約を結びました。この点については本来報告あるべきものだと思いますので申し訳なかったと思います。

1 1 番 近藤美喜雄 申し訳なかったで済む話でもないような気がします。財産が残り分償却終わってきてる、あと大したことないという説明がちょっとあったように思いますが、それはそれとしてちょっと違うような感じもしますけれども、いずれそういう評価が正式にちゃんと言われて条例には該当しないということでやるとすれば、それはそういう風に説明していただきたいし、議員にもちゃんと資料をいただきたいと思えます。ただそうでないと言えれば、とりあえずというわけにはいかないの、その取り扱い方をもう一度検討していただきたい、ということです。

それからもう一つ、ちょっと時間長くなってきましたけれども、もう一つは観光費の中に45万円の八郎潟町地域振興協議会、ここに関係者だいたいおまして申し上げにくいわけですが、別にこれがダメだとか額減らせとかではなくて、もう少しはっきりと明確にしておいたほうがいいのかなということで、町の方でどういう風にこの会に対して指導しているのかわからないけれども、端的に言いたいのは補助金交付要項、これを定めていかないと、これから長期構想なり総合戦略なり段々出てきます。色んなことで町民との共同事業どんどん興していきたい、空き家の問題とか色々出てくると思えますけれども、やはり町が補助金交付要項を定めて、こういう風な範囲の中ではこういう風に対応するよ、という風なものがあるかと思えます。そういう風なものがなくて、その時の状況によってやりとりするというのは、あまりよろしくないんじゃないか、というようなことで、ただ額についてはいくら範囲内と定めているのが大多数で

すけども、それ以外の特別なものについては、両者協議していくというようなことを入れておけばできるんでないかと思しますので、この辺をこの後のためにもひとつ考えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 三戸留吉 他に、はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 一つ確認と、いま近藤議員が言ったことについてですが、総務課長にお聞きしますが、町の財産取得というのは条例にかけなくてもいいのか、これが第1点。
それから産業課長に聞きたいのは、今年度の転作面積に応じて来年の転作面積が配分される、こういう答弁であったけれども、それが間違いないのかどうか、その2点、教えてください。

総務課長 渡部博英 加藤議員のご質問にお答えしたいと思います。財産の取得につきましては、700万以上の取得に関しましては、議会の議決が必要だと認識しております。今回は無償譲渡ということで、あげてないということです。

産業課長 加藤貞憲 産地交付金につきましては、今年度実績を勘案し国が配付するという事になってます。

議長 三戸留吉 はい、他にございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第58号についての質疑を終わります。
次に、日程第9、議案第59号 平成27年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第59号についての質疑を終わります。
次に、日程第10、議案第60号 平成27年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第60号についての質疑を終わります。
次に、日程第11、議案第61号 平成27年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第61号についての質疑を終わります。
次に、日程第12、請願・陳情についてを上程いたします。お手元に配付しております請願・陳情は、請願1件、陳情3件であります。受理番号19号の請願に対する紹介議員は、北嶋賢子君です。北嶋賢子君の説明を求めます。

8番 北嶋賢子 議席番号8番 北嶋賢子でございます。農民連合 鈴木万喜夫委員長より提出されましたTPP交渉に関する請願の紹介議員となりましたので、請願の趣旨の説明をいたします。

TPP参加国は、10月5日に「大筋合意」11月5日に「暫定文書」を公表しました。請願書の内容につきましては、議員の皆さまには既にお目通しかと思ひます。TPPに関しましては、これまでも幾度となく取り上げてきた問題でもあります。

請願項目としては2項目、TPP大筋合意の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会・国民の議論を保障すること。

甘利TPP担当大臣のとんでもない例え話が出ました。アメリカがライオンで日本がトラ、他の10カ国はウサギだそうです。随分と思ひ上がった例え話だと思ひました。

2つ目として、国会決議に違反する合意は撤回し、協定への調印・批准は行わないこと。これが2つ目でございます。

このポスターは、2012年12月総選挙で自民党が貼りだしたポスターです。うそをつかない自民党。TPP断固反対自民党。ぶれない、日本を耕す自民党。政権を取ると13年3月にTPP参加を決めました。TPPは日本の墓場だと言っていた議員も、今はTPP総合対策実行本部長を務めております。テレビ・新聞は関税が下がれば食品が安くなると宣伝しております。食品の安全を度外視した考えだと思ひます。それが4

本足のにわとりだったり、6本足の羊だったりしております。食品の安全を一番危惧している者の1人でもございます。

農民連秋田県連合会 鈴木万喜夫委員長より提出されましたT P P交渉に関する請願の紹介議員となりましたので、請願の趣旨の説明をさせていただきました。これまで何度となくT P P交渉に関しては取り上げてまいりました。どうぞご審議よろしく願いたします。

議長 三戸留吉 提出された議案並びに請願・陳情について、議事日程及び請願・陳情文書表に記載のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。事務局長から委員会室を報告させます。

事務局長 鳴海一元 総務産業常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室で行っていただきます。

議長 三戸留吉 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日15日火曜日は、午前10時より本会議を開きます。
本日の会議は、これをもって散会いたします。

(午前11時52分)

平成27年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第2日目 平成27年12月15日(火)

- 議長 三戸留吉 おはようございます。只今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
- これより、本日の会議を開きます。
- 議事に入る前に、皆さまにご報告いたします。本日、一般質問終了後、当局より八郎潟土地改良区所管の排水機場の贈与について、議会に対して説明したいということですので、よろしく願いいたします。
- 答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
- 日程第1、これより一般質問に入ります。最初に9番 菊地文人君の一般質問を行います。
- 9番 菊地文人 おはようございます。9番 菊地文人でございます。議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。今回の質問の内容は、3つの表題ですけれども、項目にすると4つになりますので、また一問一答で行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- 本日は8名の一般質問者がおるということで、時間の関係もありますので、早速質問させていただきますけれども、もし仮に時間があれば、最後にいつも最近私がお話ししております八郎潟町出身の歌手の、順弘子さんのお話をちょっとさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
- それではまず始めに、表題の1つ目でございます。ポイント制度・地域通貨の導入ということで質問をさせていただきます。
- イ)ヘルスケアポイント
- 健康寿命を延ばそうと、健康づくりへの取り組みに特典を与える「ヘルスケアポイント」は、楽しみながら一定の運動をしたり、病気やケガの予防にもつながり、検診を受けた場合などにも付与されます。既に一部の健康保険組合や市町村が実施しており、たまったポイントを健康グッズなどと交換しております。インセンティブ、動機付けと呼ばれるものですが、その効果を示す事例もあり、国の補助を得た「健幸ポイントプロジェクト」では、この健幸の幸は幸せと書いて健幸と言うそうです。それに参加した住民に対し、歩いた歩数や運動教室への参加、健診データの改善に応じてポイントを与えております。1ポイント1円の地域で使える商品券などと交換しているそうです。
- ポイント制度の効果として期待されるのが、自立して日常生活ができる健康寿命の延び。適度な運動を促すことは、増え続ける医療・介護費を抑える上でも重要だと思っておりますけれども、この制度に関しての本町の考え方を伺います。
- 町長 畠山菊夫 菊地議員のご質問にお答えします。
- 町民の健康づくりの意識の向上や健康の維持・増進のため、ひいては国保医療費の抑制や国保財政の健全化に努めなければなりません。
- 秋田県では鹿角市と能代市、とりわけ鹿角市は平成23年度から「かづのでわくわく健康ポイント事業」を市がカード組合と商店街等との「共動」により、事業を実施しております。付与ポイント数、事業参加者への付与人数は年々増加していますが、特定検診や各種がん健診などの受診者数は伸び悩んでいると伺っております。
- この制度については、町単独で行うよりも八郎潟町ハッピーカード会、若しくは、湖東3町商工会と共同で事業を実施することがより効果的であると考えられます。
- 慎重に協議をしなければなりません、今のところポイント制度については考えておりません。
- 9番 菊地文人 ご答弁ありがとうございます。商工会との話し合いも今後必要かなと思っておりますけれども、先程いろいろな県内の事例もありました。正にその通りかなと思ってます。やはり一番の大切なところは、健康寿命が平均寿命に対して開きがあると思ってます。平均寿命に比べて、9年ぐらい健康寿命が下がってるという感じだと思ってます。今年の5月に医療保険制度改正法案ということでありましたけれども、やはり保健所の努力義務として健康作りに関する被保険者の自助努力を支援するよう規定する、という国の方針があったようですので、是非これは進めていかなければいけないのかなと思っております。

先程県内の事例がありましたけども、また青森県のむつ市では、「むつぼし健康マイレージ事業」などがあります。今後、様々な角度から検討してもらえればと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、ロ) 介護ポイント、ということで質問させていただきます。

高齢者の生きがいづくりに役立ち、介護保険制度の支えにもなる介護保険ボランティア制度を導入する自治体が増えております。この制度は、介護施設などでのボランティア活動に対し、商品との交換や換金ができるポイントを与えるもので、東京のある市が2007年から始めておりまして、全国では実施予定を含めると、導入した自治体は268に上っているということです。このポイント制度は、高齢者の社会参加につながるため、孤独感を防ぎ、住民同士の交流の多い地域づくりが進むことが期待できるそうです。

また近年は、高齢になっても心身ともに健康な人は多く、介護サービスを必要としない人の中には、保険料負担の軽減を求める声は少なくありません。こうした高齢者のニーズを満たすためにも、ポイント制度の効果は大きいかなと思います。高齢化の進展に伴う介護需要の増大は、重要課題の一つでもあります。健康づくりを促す取り組みを積極的に取り組むべきではないか、当局のお考えを伺います。

町長 畠山菊夫 次の地域通貨についても、同じような内容ですので、一緒に答弁してもよろしいでしょうか。

9番 菊地文人 そうすれば、続けて、ハ) 地域通貨について、質問をさせていただきます。今年6月から、佐賀県のある町で「かせすっけん事業」が始まって好評を得ているそうです。「かせすっけん」とは、同県の方言で「手伝いますよ」の意味だそうです。この事業は、1人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯、心身に障害があり援助が必要な家族がいる世帯が、ゴミ出しや買い物の代行、電球の取り替えなど、ちょっとした手伝いを依頼できる事業でございます。

利用したい人は社会福祉協議会から利用券、かせすっ券と言われるものですが、100円券10枚つづり1000円を購入し、利用時に社会福祉協議会に連絡すると職員が利用者宅を訪問し、その後、協力隊「かせすっ隊」と呼ばれるものですが、それが派遣されます。協力隊は、登録時にエリアや作業内容をあらかじめ選択できるのも特徴となっています。

住民相互がお互いに支え合っていくという「共助」によって少子高齢化、人口減少に対応できる取り組みではないのか、当局のお考えをお願いします。

町長 畠山菊夫 介護予防・日常生活支援総合事業の実施が介護保険により義務付けられ、本町では平成29年度から始めることになっています。

これは、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すものです。

「介護ポイント」や「地域通貨」の全国的な取り組みは、ご指摘のようにこの「総合事業」の趣旨からみても、有効な取り組みと認識しております。

町では、これから総合事業の構築に向けた準備作業に取りかかりますが、その中で介護ポイントや地域通貨について検討して参ります。

9番 菊地文人 答弁ありがとうございました。似たような質問でしたので、答弁はそれでよいですが、やはりこれも制度の関係でありますけれども、利用者にとっては長年の会社勤めでなかなか地域に溶け込めなかった方々が、そのポイントの関係のもので地域社会で活動できるのではないかなと思います。

また、なかなかボランティアで頼めない場合もあるのではないかなと思ってます。例えば遠慮して頼めないものはお金でというものも逆に遠慮しがちになるということで、そのポイント制度を活用してお手伝いをするということが、全国的に盛んになってくるようでございます。

これは65歳以上の方々、ポイント付与する対象が65歳以上の方々が多いようですが、中には小学生以上を対象とする制度を始めた神奈川県のある町とかもあります。今後子どもたちの教育の関係に役立つ他、介護への関心も高まるようなことであると思っておりますので、多くの自治体がかかり関心を占めてるそうでございます。ぜひこれは検討してもらいたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

ちなみに参考までですけども、地域通貨の話ですけども、色々なパターンがありまし

て、時間単位で行ってる「時間通貨」と呼ばれてるものでやっているところもあるようです。これは、さわやか福祉財団というところで検証しているんですけども、やはり時間単位だと、お子さんたちもやりやすいというものでございます。あとは「ふれあい切符」と呼ばれているところもあるということでございます。

地域通貨に関しては、どうしても商店の関係がありますので、商工会さんと話を進めてもらえればと思います。

今年の3月の定例会で同じような形のもので質問をいたしまして、介護保険の返戻の地域活性化事業ということで、これは介護サービスを利用していない方々に、地元で使える商品券を交付する事業ということで質問させていただきました。今回はそれに不随した形で似ているような質問になりましたけども、前回あまり感触のないご返答でございましたので、今回はまた別の切り口で訴えるということになりましたが、今後も訴えを続けていきたい、介護の事業と商工会の関係のものを訴え続けていきたいと思っておりますので、どうかご検討をよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、表題の2つ目でございます。

認知症早期発見と高齢運転者の免許について、ということで項目2つ、よろしくお願いいたします。

二) 認知症簡易チェックシステムの導入を

気軽にいつでも、どこでもチェックができて、その場で結果に基づいて相談窓口につながるシステムです。パソコンや携帯電話、スマートフォンから利用できる同システムは、いくつかの設問に答えると、認知機能のレベルが3段階で判定されるというものでございます。また、地域包括支援センターなどの相談先も併せて表示されております。

住民の健康・福祉環境を向上させることが目的で、全国的にも認知症が取り上げられ、65歳以上の約4人に1人が認知症とその予備軍と推測されます。早期発見、啓発に即つながるのでできるだけ早急に導入するべきことではないか、当局のお考えをお示ください。

町長 畠山菊夫

認知症予防施策の一環となるこの簡易チェックは、本人・家族向けの2種類があり、物忘れの状態や時間、場所などの記憶に関する質問に答えると、物忘れ度が3段階で判定されるものです。診断終了後、判定と併せて相談窓口の連絡先が表示される仕組みとなっており、県内では男鹿市、大仙市が導入しているようです。

一方、認知症専門医と専門知識をもつ保健師などで構成される「認知症初期集中支援チーム」の設置が、平成30年度までに全市町村に義務付けられました。このチームは、認知症やその疑いのある方、そのご家族を訪問し相談に応じたり、病院受診やサービス利用、家族への支援などの初期支援を包括的・集中的に行うものです。

こうした動きの中で、町包括支援センターの相談窓口体制を整える必要もあり、認知症チェックシステムの導入については、総合的な認知症対策の一環として、検討して参ります。

9番 菊地文人

ご答弁ありがとうございます。先程、男鹿市の話ができましたけれども、男鹿市が秋田県内では初めて導入したということで伺っております。4月からだと思いますけれども、9月までのアクセス総数が、4,213件ということで、非常に利用されているのかなと思います。

昨日、私も男鹿市のホームページで認知症のチェックシステムを行ってみました。家族向けと本人向けの両方があるようでございまして、認知症の疑いがある場合は、即そのまま男鹿市の包括支援センターとかに繋がっているようでありました。そんなに難しい、分かりやすい良いシステムだなと思っております。

費用の方はそんなにかからないと思っております。調べた所では、8万くらい最初かかるということでありまして、他にも色々器具があるんですけども、タブレットのようなタッチパネルで操作するようなものもあるんですけども、そちらの方は60万から先かかるようでありまして、それはちょっと経費が嵩むのでお勧めできないんですけども、こちらは簡単に気軽にできるシステムでありまして、月々その他管理の料金が4千円ということで伺ってます。これはこの先の質問の関係もありますので、また後でお話ししたいと思っております。

それでは次の、ロ) 免許自主返納と移動手段の確保について

高齢運転者による自動車事故が後を絶ちません。高速道路の逆走・信号無視、宮崎県内のある市の中心街で70歳代の男性が運転する軽自動車は歩道上を暴走し7名死傷、愛知県内でも同じく70歳代の男性が運転するワゴン車が和菓子店に突っ込み、12名が重軽傷など新聞報道ありました。75歳以上による死亡事故の割合は増加の一途をた

どっているそうです。高齢者の運転は、認知症に限らず反射神経や認知機能の減退で事故の危険性が高く、対策の一つとして運転免許の自主的な返納も考えられます。

改正道路交通法で2017年6月までに施行されますけども、認知機能検査で認知症の恐れと判断された人に医師の診断書を義務付け、認知症と診断されれば運転免許が停止・取り消しになる等の対策を強化している。そして既にこれに対応する動きが始まっていて、タクシーや路線バス料金の割引制度など、多くの自治体で返納を促す施策が展開されているためか、返納者は増加傾向にあるといえます。

自動車は日常生活に欠かせない場面が多々あるので、生活上やむを得ず運転を続けている高齢者もいると思います。自主的な返納に至るには、丁寧な相談体制や公共交通整備網の整備・確保が必要となってくるが、当局のお考えをお願いします。

町長 島山菊夫 高齢運転者による交通事故は年々増加し、しかも死亡事故に繋がる重大な事故が増加するなど、深刻な社会問題となっております。その対策として、免許更新時の講習予備検査、高齢者講習等の義務化を定め、また、道路交通法の一部を改正し、来年6月17日までに施行される認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為をした75歳以上の高齢運転者への臨時認知機能検査が行われることとなります。

本町においても、毎年高齢者を対象とした交通安全体験型講習会を実施するなど、事故未然防止に取り組んでおりますが、高齢者の全ての方がご自身で認知機能低下を適正に判断して、運転免許証を自主的に返納する方ばかりではなく、認知症の方には、その判断も困難な状況であることから、ご家族、福祉関係機関、警察などと連携をとりながら、その方の人権を守りつつ、自主返納に繋げていければと考えております。

また、生活環境支援からしても交通手段の確保が必要であり、デマンド型乗り合いタクシーの路線延長等の検討、将来は周辺町村と連携した広域で運行できるマイタウンバスなどについても、助成制度を含めて検討する必要があると考えております。

9番 菊地文人 ありがとうございます。免許が無いと買い物にも行けないということで、難しい問題だと思います。またその分、公共交通機関の整備もやらないといけない、非常に相反するような問題だと思っております。これは熊本県でございますが、改正道路交通法を先取りする形で、運転免許センターに看護師などを配置して、相談内容を医師が診断して免許の返納を促していくそうでございます。これは県の管轄になると思いますけれども、色々な手段を講じて自主返納にいたってる経緯があると思います。

大きな事故に繋がらないためにも、先程お話ししました、認知症簡易チェックシステムの導入をして、ある程度判断していただき、自主返納に繋がってもらえればいいのかと思っております。

それでは表題の3つ目でございますけれども、大活字本の普及を、ということで質問いたします。

日本眼科医会の推計によると、高齢や弱視などで読書や読み書きに困っている人は、164万人を超えているということです。こうした人たちの読書に役立っているのが、文字サイズの大きな大活字本でございます。一般の図書で使われる約3ミリ角の字より2～3倍大きな文字を使った書籍で、読みやすいよう黒色の背景に白い文字で印刷された物もあります。

大活字本の出版や普及を進めている、東京千代田区神田にあります「V i v a 神保町」を昨年11月にオープンさせた、「N P O 法人大活字文化普及協会」には、白内障で読書をあきらめていた高齢者から「眼鏡なしで読めたのは初めてで感動した」と綴られた手紙など、喜びの声が相次いで寄せられているとの事です。

誰もが読書を楽しめる環境づくりが着実に進む中、弱視の人や高齢者が読みやすい大活字本の普及が求められていますが、はちパル図書館運営にあたっての当局の考え方をお願いします。

町長 島山菊夫 八郎潟町立図書館で所蔵している大活字本は、本年11月末現在で49冊あり、うち今年度購入冊数は11冊です。全国的に見ても、大活字本を図書館で購入し、個人貸出をしている図書館は増加しています。ご質問のとおり、大活字本は一般の本と比べて大きなポイントの活字で印刷されているため、視力に障害のある方や、高齢者の方にとって読みやすい本となっております。

今年度の購入冊数は、前述のとおりまだ少ないのですが、図書館では5月の開館以降このニーズを速やかに把握し、県立図書館の大活字本セット貸出制度を利用し、5月から7月までに約80冊を提供しております。年明けの1月から3月までも同程度の冊数を利用者に提供する予定です。

また、図書館では、県立図書館が所蔵する約2,800冊の大活字本を著者名順に整理した目録にして、利用者へ提供できるよう現在準備中です。これにより、利用者が読みたい大活字本を県立図書館から借りて提供することが可能となります。

実際にカウンターでは、「非常に読みやすい」「もっと多く購入してもらいたい」等の声が多く寄せられており、大活字本利用のリピーターも増えています。

図書館としては、今後、貸出傾向なども考慮し購入冊数を増やすとともに、県立図書館からの借用も利用しながら町民の皆様へ積極的に大活字本を提供したいと考えております。

9番 菊地文人 ありがとうございます。県立図書館の方から貸出を受けているということで、私も県立図書館の方に聞いてみましたけれども、約2,800冊くらいあるということで、個人でお借りする場合と、先程お話しにありました自治体にセットで貸出しているということでした。こんなにあったのかと驚いてますけども、はちパルの方でも80冊くらい、非常に多くの冊数だと思っております。今後また積極的にお借りできれば有り難いかなと思います。

ちょっと機会がありまして、お隣大潟村の広報を見る機会がありまして、その中で「新しい本が入りました」ということで、大活字本の貸し出しのことが載ってました。町の方でも広報を利用したりして、PRしていただければ有り難いと思います。

ここまでは自治体の貸出の関係で話をしましたけども、一方で個人で購入して読みたいという方もおると思います。障害の関係の支援制度の中に、日常生活用具給付等事業というのがあります。その中で、障害者手帳を見せればだいたい1割の負担で購入できるという制度があります。そちらの方も検討していただければ購入しやすくなると思います。これは色々な要項を盛り込まなければならないと思いますので、そちらの要項を改正しながらということになると思いますので、どうかご検討お願いしたいと思っております。

これで一般質問の方は終わります。ご答弁ありがとうございました。

先程、冒頭でお話ししました順弘子さんの関係ですけども、何回かお話しして町のPRしてもらえたらなというお話しをしております。ご本人さんに私も直接電話してお話しさせていただく機会もありまして、非常に有り難く思っております。11月にはディナーショーもあって、ご案内いただいたのにちょっと行けなかったんですが、その中にお手紙が入っておりまして、読まさせていただきたいと思っております。

11月5日付けのお手紙ですけども、「いつもご支援くださり心より感謝申し上げます。用件のみですみません。今月30日には東京にて、秋田県高等学校同窓会連絡会創立30周年記念のゲスト歌手にお招きをいただいております。パーティー会場約350人くらいで、思いっきり八郎潟町をPRして参りたいと思っております。」という簡単なお手紙でございました。

非常に頑張ってると思っておりますので、町からお願いしなくてもやってくれるだろうではなくて、是非きちんとした形で、PR大使なり、色々な形で町からも是非お願いしてもらえればなと思っておりますので、どうかよろしく願いしまして一般質問を終わります。

議長 三戸留吉 これにて、9番 菊地文人君の一般質問を終わります。
次に、5番 加藤千代美君の一般質問を行います。

5番 加藤千代美 5番 加藤千代美であります。私の質問は大きく2点、大きい1点の中に4点の質問事項がありますので、1問1答方式で行いたいと思っております。

まず最初に、TPPと八郎潟町の農業政策についてであります。

マスコミの報道によれば、TPP交渉が大筋で合意されたと各社が大々的に報道しております。私は、過去何回か将来の農業政策について他町村の例をあげて町長に質問してきましたが、町長は、「農業は町の基幹産業であり国・県の施策に沿って取り組んで参りたい。また所得を上げることについては色々あるけれども、今後の課題だと考えております。」進めているけれども、なかなか進んでいない現状であると答えております。

しかし、最近のマスコミの報道をみると、国・県の施策に沿うよりも、各町村が自ら作成したアイデアに対しては手厚く助成をし、交付税を上乗せするような報道が出ています。例えば、鹿角市の北限の桃、三種町のジュンサイ、その他まだまだあるようであるが、我が町ではどのようなことが検討されているのか、町民の目に耳になかなか入ってこないのが現状ではないかと思っております。

町の中を歩くと、特定の人かも知れませんが、私に声をかけてくる人がおりまして、「この町はどんな方向に向かっているのだろうか」ということであります。「かつて合併の議論があった時には、我が町は3町の中でも、地理的条件、子どもたちの学習、ス

ポーツ、文化等で1番であったのに、今は他の2町に遅れをとっているのではないか。」なぜこの人が自分にこのようなことを話してくれるのか、自分なりに考えてみました。その一つが、図書館ができて交流人口が増えたけれども、商店街がさびれて元気がない、最近の米価の安値で農家所得が上がっていない、町全体の購買力が落ちているために町民全体に悲壮感が漂っているのではないかと考えました。このような状況を解決するために以下4点について質問いたします。

この質問に入る前に、国は農業を積極的に進める、海外に輸出をするというような考えを表明しています。もう一つは、大規模農業化を図っていくと言っています。私はそういう新資本主義経済ではなくて、農家を守る農業主義の考えに立って以下の考えを聞いて参りたいと思います。

1つは、地産・地消についてであります。

本町においては、農業を営んでる人、漁業を営んでる人、衣類を販売している人、雑貨、生鮮食料品を販売している人が、たくさんいると思います。このような人がコラボすることにより、生き活きとした町に変えることができるのではないかと考えます。その為には、地域で採れた物を地域で販売するようなシステムを、行政が先頭に立って確立してはどうでしょうか。まず第1点、この点についてお伺いしたいと思います。

町長 島山菊夫 加藤議員のご質問にお答えいたします。

地域生産・地域消費についてであります。地域の農産物等を地域で消費することで、主な例では産地直売所です。消費者は、地場産の安価で安全安心な、新鮮な野菜等を購入できる利点があります。生産者は、規格外作物も商品として提供することにより、収入を得ることが出来、消費者ニーズも確認できます。

本町には、今現在売れる所はないわけでありましてけれども、これから先、直売所も検討して参りたいと思っております。

5番 加藤千代美 私が顧みるに、八郎潟町は商店街がずらりと並んでおります。しかし過去の例を調べてみると、あの商店街の中で、あそこだけで生活している人は、ほとんどいなかったと思います。いわゆる外販が主であったと思います。その良い例が朝市ではなかったかと思えます。やはり地元で採れた物を地元で消費すると同時に、生産者が自ら販売する意識そういうものを培っていくのも、行政の役割の一つだと思えます。それについても、お伺いします。

もう一つ最近話題になっているのは、老人の買い物難民が増えています。町を顧みますと、昔肉屋とか魚屋とかあったけれども、今はスーパーが1軒です。そうではなくてやはり身近なところに自分たちが生産した物を販売する、買っていただける、そういうものをいち早く構築する必要があると思えます。単に直売所を構築するのではなくて、やはり地域にあった販売所を設立するのが適当ではないかと思えますけれども、それについてはどうでしょう。

町長 島山菊夫 農家の皆さんと商店街の皆さんでタイアップしながら販売することは、可能であると思えます。その辺も、もし町で取り組むものがあれば、積極的にやっていきたいと思っております。

5番 加藤千代美 これは参考ですけれども、アメリカの経済は大きく変わってきております。いま日本にあるような大手スーパーでアメリカは栄えてきましたけれども、いわゆる小売店方式に段々と変わってきております。その歴史は50年くらい前と今では、大きく変わってきております。やはり地元の商店街を活性化するような方向で、いまアメリカの社会は大きく変わっています。これを参考にしながら、今後の課題として解決してもらいたいと思えます。

次に、適地・適産についてお伺いします。TPPがどんどん進んでいく状況下では、農業・商業・工業においても、町独自の産業マップを作って、その地域にあった産業を育成していく必要があるのではないかと思えます。その1点であります。最近政府で発表されたものをみますと、TPPが発効されることによって被害を受けるのは米価だそうです。海外輸出できているのは、ほとんど加工食品で、米価はむしろ輸出産業にむいていないという結果が出ています。

更には、魁新聞を読んでわかると思えますけれども、品目毎に、例えば、里芋とか大根、ここにいっぱい書いてありますけれども、こういうものについては、どれくらいTPPの影響を受けるか指標がでています。この指標が出ている段階で、やがてTPPが結ばれるということは、ほぼ確実だと思えます。そうするならば、我が町においても、

どんな野菜を作ったらいいのか、どんな動物を飼ったらいいのかということを、今の段階で早く検討しておかないと、結ばれた段階では農家が太刀打ちできない、そういう現状が出てくると思いますけれども、それについてはどうでしょうか。

町長 畠山菊夫 適地・適産、町内マップ確立というご質問でございますけれども、町では、あきた湖東農協と連携し、枝豆など地域振興作物を掲げ、水田の利活用を推進しております。情報を提供し、生産者自らの判断で作物を決定している状況です。

本町は、面積も少なく平地面積が大部分ですので、独自のマップ作成等は考えていません。

5番 加藤千代美 いま現時点では考えていないということでありましてけれども、私はやはりこの地域を見た場合に、暖かい場所、稲作に適している場所、そういう点では色々マップを作ってやれる産業はあると思いますので今後十分検討してもらいたいと思います。

次に、トレサビであります。今トレサビの中で大きな影響を受けているのが、農家の米であります。いわゆる有機米で、太平物産が扱った米が有機に該当しないということで、損害賠償30億円の問題が出ております。以前私はトレサビの問題もありますけれども、認証制度を活用して町の特産物を早く認定して、もしくは特許を取ったらどうか、こういう発言をしております。

この前新聞でも出ましたけれども、やはりその地域で採れた物でなければ、これからのTPPの中では売れない、輸出されない、こういう問題が出てきております。一番良い例が神戸牛であります。神戸牛は、いわゆるトレサビがはっきりして認証制度もはっきりして輸出までいってます。その次にあるのが酒であります。酒もどこで米を作って、どこで生産して、どこで加工しているか、そういう過程をはっきりしなければ、これは売り物にならないというようなものが出てきております。我が町においても、やはりトリサビをはっきりさせるような方向で、その要項・要領をいち早く作って、これからの色々な物に対処して行く必要があると思いますけれども、それについてはどうでしょうか。

町長 畠山菊夫 加藤さんの質問はトレーサビリティについてのご質問だと思いますけれども、食品の安全を確保するため、栽培や飼育から加工・製造・流通の課程を明確にする仕組みだと思っております。

TPP、環太平洋連携協定が発効された場合には、国は農産物等において、国内基準の適用により、安全を担保する必要があるため、確実な検証を実施して頂きたいと思っております。

5番 加藤千代美 国は国でありますけれども、我が町においてもこういう事ははっきりしないと、これからは色々な問題で不都合が出てくると思いますので、これは産業課を主体としていち早くトレーサビリティ、これは野菜でも米でもそうですけれども、こういうものをはっきりしないとなかなか販売競争に遅れるのではないかと思いますのでご検討をお願いします。

それから認証制度ですけれども、先程お話ししましたとおり、早く良いものについては認証をとらないと、他の地域からまねをされて、他の方が先に認証されてしまえば、うちの方のものが負けるという事態になってきます。そういうことも、やはり検討していただきたいと思います。それについてはどうですか。

町長 畠山菊夫 秋田県特別栽培農産物認証制度は、堆肥などの有機質肥料による土づくりが行われている圃場において、化学合成された農薬、肥料を県内の平均的な栽培方法の半分以下に抑えて作られた、人・環境にやさしい農産物でございます。

県の認証制度は、そのような農産物の作り方等を第三者機関である、秋田県農業公社が検査、確認し認証するという制度で、有機農産物認証制度も、農業公社がJAS法に基づく認定機関と成っております。

本町においては、有機農産物認定業者1件、特別栽培農産物認定1件でございます。

5番 加藤千代美 いま認証制度やっているのは、県とかそういう機関であるけれども、町独自でもそういう考えをやっていかないと、今回、太平物産の問題についてもあるんですけども、町独自でもきちんとした認証制度体制というの、トレーサビリティの問題についても、町独自で考え方を持って、そういうシステムを確立していかなければ、これからはなかなかTPPが結ばれると、非常に困る事態ができるのではないかと思いますので、それに

については検討してもらいたいと思います。

大きな2番でありますけれども、町内の防犯カメラの設置についてお願いしたいと思います。

最近の報道を見ると、至る所で事故事件があり、子どもたちが巻き込まれるケースが多々見られます。これらの事件をいち早く解決する方法が、防犯カメラの設置だと思います。私たちの町でも、人口の密集する場所に防犯カメラを設置してはどうかと思います。

例えば、最近、子どもたちに不審な男性が現れるとか、こういうことをいち早くキャッチして事件を未然に防ぐという方向性もありますので、防犯カメラの設置については、どのようにお考えでしょうか。

町長 畠山菊夫 凶悪犯罪、少年犯罪、更に児童・生徒の下校時間帯に多発している不審者の声かけ事例など、多様化する犯罪は、大きな社会問題となっております。本町では、犯罪のない安全安心まちづくりを推進するために、防犯協会、警察、関係機関と、連携した防犯対策を講じております。特に児童・生徒の下校時間帯を重点的に、週1回の防犯パトロール車による町内パトロール、そして地域住民によるパトロールの実施には大変感謝しているところであります。

このような防犯活動もあって、本町は、比較的犯罪の少ない町ではありますが、犯罪発生を抑止や犯罪の早期解決などの観点で、防犯カメラの必要性が県内市町村においても高まっていることから、防犯協会、警察、関係機関とも今後協議し検討してまいります。

なお、設置となった場合は、関係機関とも協議することになりますが、駅前、商店街、通学路など通行の多い通り、人の多く集まる場所、周辺などを優先に設置することになると考えております。

5番 加藤千代美 防犯カメラの設置については、時代の流れもありますし、最近のテロ事件等、どこで起きるかわからないという実態もありますので、1日も早く設置されることを要望して私の質問は終わりたいと思います。

議長 三戸留吉 これにて、5番 加藤千代美君の一般質問を終わります。
次に、3番 金一義君の一般質問を行います。

3番 金一義 私の方からは、財政問題に対して質問させていただきます。本町の財政運営方針を、ということで表題になってますけれども、財政に対する考え方について、質問させていただきます。

皆さんがご承知のように、一般的に財政というものの、町民の皆様方にとっても、あるいは我々議員にとっても大変分かりにくく、しかし大変重要な問題であります。よく財政状況は家計に例えられます。町税収入は給料、交付金などは親からの仕送り、地方債を借金やローンという具合です。

ところで家計と例えた場合に、町の財政と大きな違いがあります。それは地方債です。一般家庭では、借金やローンを組むことを収入とは考えませんが、行政では地方債はそれを収入としています。しかしそう簡単には発行することはできません。発行した場合に利息を付けて返済することになります。もちろん本町でも地方債の残高が26年度決算の段階であります。本町の場合、脆弱な産業経済等により町税に多くの期待ができないことなどから、一般財源の確保は各種補助金の活用を積極的に進めていくことだと思います。

さきの魁新聞に25市町村の2014年度決算の概要が報道されておりますが、財政の弾力性を示す経済収支比率の平均は、13年度より2ポイント増の87.4%で硬直化が進んだとあり、本町の場合も85.5%で前年度の比較で2.4ポイントの増で経費が収入を上回る結果となっております。経常収支比率は一般財源に占める義務的経費の割合で、数値が高いほど財政の自由度は低いとされます。

地方交付税の減額、福祉に関する扶助費の増額等があげられるとありますが、本町の今後の財政分析による財政計画はどのようになっているかお伺いします。

町長 畠山菊夫 金議員の質問にお答えします。

今後、地方においては、高齢化社会の到達による社会保障関係経費の増加や人口減少による税収の減等により、厳しい財政運営を強いられることが懸念されます。

本町においては、平成28年度から実施される第6次総合計画・人口ビジョン及び総

合戦略、過疎地域自立促進計画に基づき、全庁一丸となって取り組んでいく必要があります。

こうした状況にあつて、本町の平成26年度決算での実質公債費比率は10.1%と前年度から1.0%の改善が図られ、財政の健全化に関する法律に基づく各指標も基準を満たしており、指標のうえでは健全性を維持しております。しかしながら、金議員のご指摘の通り、財政の弾力性を示す、経常収支比率については、85.5%と前年度から2.4%上昇しております。上昇した主な要因は、本町の場合、歳出の公債費の増額と扶助費増に伴う特別会計への繰り出し金の増額があげられます。

平成28年度の歳入の見通しは、自主財源である町税の大幅な伸びは期待できず、また一般会計収入額の約5割を占めている地方交付税は、総務省の概算要求時点で前年比2.0%減と仮試算され、普通交付税の算定基礎数値である、本町国勢調査人口減による影響も懸念されます。歳出については、社会保障関係経費の増加、公共施設整備では町民体育館耐震補強工事等が見込まれております。

こうした厳しい財政状況を踏まえ、平成28年度予算編成にあたっては、全庁で更なる努力と工夫を重ね、歳出の抑制に厳しく取り組むよう指示しております。

また、事業・施策の実施には、各種補助制度等の財政支援制度を十分調査し、積極的に活用するなど、可能な限り財源の確保に努めるよう指示しております。

景気は緩やかに回復しているとされているものの、今後、歳入においては、地方税や地方交付税の伸びは、現時点で見込むことは困難であることから、引き続き厳しい財政運営が続くと考えられ、財源不足分の際には、基金の取り崩しで対応することとなります。

今後、小・中併設校建設や役場庁舎の建設、各施設の老朽化に伴う改修工事等に多額の費用が見込まれ、財政運営における課題となっております。

今年度策定される第6次総合計画では、5年間の基本計画、さらには、3年間の実施計画を策定しますが、その計画と合わせ財政計画を策定してまいります。

3番 金一義

ありがとうございます。ただいま答弁がありましたけれども、その中で1つ目は財政力指数、2つ目は財政構造の弾力性、3つ目は将来負担の状況、4つ目は人件費、5つ目は物件費等の状況、また6つ目は人口1人あたりの地方債残高、7つ目はラスパイレス指数などの類似団体との平均と比較した数字なんかは、町として出てるものでしょうか。

総務課長 渡部博英 ご質問にお答えします。各平成26年度末の数値は出ております。

3番 金一義

そうすればそれを後でお知らせ願えれば、ありがたいです。その数値が出ておるといふことですが、町長さんの先程の話で財政そのものが悪いということと私言ってるんじゃないで、我々町民としては財政力そのものが把握できない部分があるわけです。そういうものを我々議員にも決算の段階で提示していただければ、というのが一つの要望でございます。

というのは全国平均秋田県平均がありまして、そうすれば一つお伺いしますけれども、ラスパイレスの平均は秋田県の平均はどのくらいなのでしょう。

総務課長 渡部博英 お答えいたします。ラスパイレス指数ですけれども、いま資料手元にはないんですけども、全県では最下位でございます。

3番 金一義

はい、それは承知しております。それではもう一つ、弾力性は何番目くらいですか。

総務課長 渡部博英 市町村の中では7位で、町村の中では6位です。

3番 金一義

やはり我々も、先程網羅して今後の検討も話しておったんですけども、ただ決算書を渡されて最後に公表されてどうのこうのというような形の決算書なんです。これだけのことでだと、我が町がどれくらいの位置にあるのか、それでまた財政力とはどれほどになるのか、そこら辺をはっきりする必要があるんじゃないかと思って、財政の問題を取り上げたわけです。

次に進みますけれども、1つ目としては、今後の財政運営にあたり、先程もちょっと触れられておったけれども、地方債の発行や補助金などをあてにして、一般財源の負担の少ない新規事業なら増やしても良いと考えているのか、できるだけ歳出を抑えるため新規事業の抑制や既存の事業の削減の方向を目指すのか、そこら辺の考え方をお願いし

- 町長 畠山菊夫 ます。
歳出の抑制だけを抑えるということではなく、各補助金を活用しながら事業を進めるということに着目しています。
- 3番 金一義 もちろん歳出を抑えただけでは事業が成り立たないわけで、投資も必要だということは十二分に承知しております。その中の範囲というのがあると思いますが、運営する場合に、結局先程も触れられた地方交付税とか財政の収入とか色々あって、長期計画建てておると思います。先程触れられた小学校併設校云々で、これから経費が掛かるわけですが、そういう形のものの念頭はもうできておるんでしょうか。教育関係のことずっとやってきたんですけども、予算的なことは追求しなかったんですけども、そこら辺教えてください。
- 町長 畠山菊夫 財政計画については、このあと皆さまにしっかりお示ししていきますけれども、今の所は今後の見通しについては、みんなで検討したことはございませんので、これからのこととなります。
- 3番 金一義 先程も触れてあったようだけれども、第6次計画があるんですけども、これから少子高齢化等進んで行く中での財政の考え方をもう一度教えていただけますか。まだ素案できてないけれども、これから6次計画の中に入っていくための財政的な考え方の一つ、町としての考え方、少子高齢化やこれから出てくる問題があるかと思っておりますけれども、そこらの考えの持ち方というのはどんな考えでおるのでしょうか。
- 総務課長 渡部博英 ご答弁いたします。先程町長も申し上げましたけれども、今年度策定されます第6次総合計画の中で5年間の基本計画、並びに3年間の実施計画を策定いたしますので、その中で計画と合わせて財政計画を策定していきたいと考えております。
- 3番 金一義 次に、地方交付税の問題であります。この決定も色々あるようです。私は素人で今ちょっと勉強したのですが、前年度の決定額に単純に前年度比を乗じて、結果として過大見積もりを行うことのないようにとされておりますが、新年度の予算計上額はどのように配慮されて見積もりされておりますでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 まず来年度に関しては、先程も答弁しましたけれども、前年度2%減を見込んでおります。
- 3番 金一義 2%というやはり先程も話しておいた町税その他の収入の少ない我が町にとっては非常に大きな額になるんじゃないかと思っておりますけれども、それでは地方交付税の見積もりの方法をお知らせ願えますか。
- 総務課長 渡部博英 お答えいたします。前年度の地方交付税の実績額がありますけれども、総務省の試算に基づきまして、来年度は2%減ということで見積もっていきたくて考えてます。
- 3番 金一義 では我が町では、減になる要因というのは何かあったのでしょうか。
- 副町長 千田清 交付税の算定基礎、今年も算定基礎があります。特に減するという要因は、いま国勢調査実施しております。概算数値が出ておりますので、それについても200人程低くなっております。そういう要素がかみあって今回2%減というような形にしております。
- 3番 金一義 これ私、手元にあるんですけども、測定単位、単位費用とか色々あって、市道が何メートルとか基準があるんですけども、普通交付税の税額出てくるのは、基準財政需要額－基準財政収入額とありますけれども、その額は今年はいたいどれくらいだったでしょう。2%減の要因ちょっと知りたくて。
- 副町長 千田清 いま手元に資料がございませんので、後で資料提供したいと思います。
- 3番 金一義 それが出てこないと地方交付税が算定されないということですので、我が町も国勢調査、200人云々と話されたんですけども、あと変わる要素というのは道路が増えたわけでもないでしょうから、2%という非常に大きな数字なので、どうなのかなと。
いま地方創生地方創生といいながらも、それは別口だと言われればそれなんですけど

も、やはり自由に使える交付税の算定が2%となると、いま町で取り組もうとする計画が停滞するんじゃないかなと、ということで、まあ別の財源でまた2%を補うんでしょうけども、取りあえず交付税の2%の大きさというのは、ちょっと大きくてビックリしました。

次に、先程もちょっと触れられてたんですけども、町税に対する考え方なんです。というのは、26年度の決算をみますと、収入未済額が41,768千円、不納欠損額が、5,200千円、公営住宅使用料の収入未済額があるんですけども、結局収入のない町でいつもこのことは言われておるんですけども、議会の中でもよく収入云々と論じられてきましたけれども、我が町の課税対象所得はいくらですか。

税務課長 千田浩美 いま資料手元にありませんので、後でお知らせしたいと思います。

3番 金一義 そうすると納税義務者数というのは、何千名でしょうか。

税務課長 千田浩美 固定資産税で2,500名程だったと記憶しております。

3番 金一義 私の手元にあるのは、課税対象所得5,647千円それくらいです。11年の時です。納税者数が2,303人となっております。もちろんそれから5年ですので、変わっておるでしょうけども、高齢者が増えているから所得は減ってるでしょうけども、それにしても本町の収入未済の金額というのは、累積された金額だとは思いますが、ちょっと大きいのかなと、それとあと500万という金額も大きいのかなと、そこら辺の考え方は、どのように考えておりますでしょうか。

税務課長 千田浩美 確かに先程おっしゃったように、未収額41,000千円というのは大きな数字だと思います。ただし、現在税務課一丸となって徴収の方頑張っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

3番 金一義 前々からその話は聞いておりますけども、ここで未納者の攻撃になるような話ではなくて、職員の方々が頑張っておられるということですけども、その頑張りによってどれくらいの収入があつて未納決済額が防がれているのか、その辺の統計というのは取っておられるんでしょうか。

税務課長 千田浩美 決算書見ていただければわかりますが、参考資料にもついております。毎年度の比較もついております。特に今年度の税務課の方針としましては、何年かぶりに差し押さえの方も現在進行中でございます。

3番 金一義 差し押さえ、今までずっと話されてて、今度やろうという話だそうですので、そのものがどうなるかわからないですけども、やはり財源の少ない、全体的に30億くらいの中で4千万というのは、多いのか少ないのか把握出来ないですけども、やはり真面目に払っていらっしゃる方と遅れる方の理由が、色々あるかと思っておりますけれども、そこら辺の対応、納税する期間、回数などの対応はどうなっておりますか。

税務課長 千田浩美 質問の期間というのは？

3番 金一義 要するに、12回に分けて払わせてるのか、それとも我々は何月何月と来ますよね。そういう形で払わせてるのか、それとも一つ本町ではコンビニの支払いまだかと思っておりますが、そういう所も。

税務課長 千田浩美 滞納者につきましては、毎月分割納付という方もおります。どうしても連絡が取れない方、住所だけおいてこちらにいない方も中にはおります。そういう人については、今の所連絡が取れてません。そういう現状です。

それからコンビニ納付につきましては、今年の4月から実際は軽自動車の5月の課税に変わりましたので、5月から可能となっております。

3番 金一義 これ、なぜ質問したかということ、どこの町村にもこういう数字あるのは把握しております。けども平等な社会ですので、色んな事情があろうかと思っておりますが、できるだけ溜めないように、そこら辺のご指導をお願いしておきます。

次に、公会計の整備推進について質問させていただきます。平成19年10月17日

付けで総務省自治財政局公会計の整備推進とあります。その後本町でも公会計についての研修に職員を派遣した経緯があります。その後、公会計には触れられておらないように思いますが、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の整備または作成に、必要な情報の開示に取り組むこととされておりますが、現在の我が町の職員で貸借対照表などの4表に通じてる職員がおりますか。

総務課長 渡部博英 ご質問にお答えしたいと思います。本町では平成20年度から改訂モデルによりまして財務書類4表を作成しております。そして公表して参りました。議員の皆さまにも毎年6月定例会で配付しておりましたけれども、今後公会計につきましては、平成29年度までに固定資産台帳と複式簿記の導入を前提とした、統一基準による財務処理の作成を総務省から要請されていることから、平成28年度決算分からの財務書類公表を目標に現在準備を進めております。平成25年度から平成27年度分の財務書類4表については、作成公表しておりませんので、ご了承願いたいと思います。

3番 金一義 いま課長お話しされたように、我々決算書見たりしても、要するに町の固定資産とか備品とか残債一切わからないわけですよ。物品の中で25年度末現在高とあるんですけども、これは何の高、金額ですか、それとも、ここには12とか1とかとあるんですけども、要するに高とは金額の残高がはいるという項目ですか、そこら辺。

総務課長 渡部博英 ご質問にお答えいたします。決算書の後ろに付いてるものだと思いますけれども、それに関しましては数量でございます。

3番 金一義 じゃあ、何個とかじゃなくて、高と出てるんですね。数量だとすれば1個2個、1台2台となるわけでしょうけども、ここには現在高となってます。私コピーしてきたんですけども、非常にわからない部分があるわけですよ。ですからこれからやろうとしているということをお聞きしたんですよ。

これに関連してちょっとお伺いします。行政報告の中でも除雪の中で、町長が12月1日云々ということでお話しされてました。ではうちの方の町で除雪車は何が何台と何が何台、教えてもらえますか。除雪の機械、ローダーとかロータリーとか、ここにあるのは除雪ドーザー5、除雪機4、というような項目でなっているんですけども、あとはローダー除雪車1、小型ロータリー除雪車1、というような形でなっております。その種類がどうなのかということと、この機械の置き場所がどこにあるのかお知らせください。

建設課長 吉田久壽 ご質問にお答えいたします。ローダーの機械を8トンで区別しておりまして、排雪版がついたものがドーザーで、バケットがローダーという考え方しております。ドーザーの8トン以上が3台、ドーザーの8トン以下が3台、ロータリー車が、まだ契約したばかりですけども、大型車が2台です。その他の機械として、町使用ではないんですけども、ローダー8トン以下が1台、ロータリー車小型が1台であります。その他に県の方から2台を借り入れしております。

場所ですけども、駅前の格納庫が無くなりまして、格納庫の計画はあるんですけども、庁舎建設を予定した側に置きたいということで、今は浄水場2台、除雪センターに2台であります。12月1日からは、オペレーターの所に持って行ってあります。

3番 金一義 私がなぜこういう事をいうかということ、個人の所にある機械もあるでしょ。個人の格納庫に入ってる。それを何年もその人がそこに格納している状態が続いておりますよね。

建設課長 吉田久壽 個人に借りている所が1箇所あります。これについても格納庫建設次第、移動したいと考えております。

3番 金一義 要するに個人の所有物ではなくて、町の所有物の話なんですよ。町の所有物が個人に預かってるのは現在何台ありますか。

建設課長 吉田久壽 2台です。

3番 金一義 何と何ですか。

建設課長 吉田久壽 8トン以上が1台と、小型のローダーが1台だと思います。

3番 金一義 8トン以上というのは、大きなロータリー車のことですか。

建設課長 吉田久壽 ドーザーです。

3番 金一義 要するに格納庫の建設予定が云々と先程触れられておりましたけれども、町の所有の物を個人に預かるということが、今まで常態化されてきているわけです。そこら辺どう考えておるのかと思って、いま聞いているわけで、やはり公的な資産である以上は、是が非でも格納施設を作って、そこで除雪の出発式をやるというのが普通なわけで、要するに個人で機械持って仕事されている方は別としても、町の財産を個人に何年も預かってるといふこと事態が、やはり非常に由々しき問題だと思うわけです。そこら辺の考え、町長から一言。

町長 畠山菊夫 格納庫については、検討しております。いま駅前のお話しましたけれども、これについても、この先役場庁舎建設があります。その時に一緒に考えるということもありますので、個人の方に仕方なく格納しているということも事実であります。その時に一括して車庫も含めまして格納をどうするかということも庁舎建設と一緒に考えて参りたいと思っております。

3番 金一義 じゃあまだ数年先になるということで、そうすると県から払い下げになる機械も個人の方にお願ひするということですか。

町長 畠山菊夫 これもこれから、払い下げになると決定したばかりなので、これから考えていきたいと思ひます。

3番 金一義 結局なぜこういうことを言うかということ、先程も触れたんですけども、要するに公のものですよね。例え話ですけども、車庫が無くて町の公用車を家に乗って帰るといふような形になるわけです。要するに、一年使用して半年以上が何千万するかわからない機械を、保険かけてると思ひますが、やはりそこら辺改善しないと。

それとオペの関係もあると思ひます。結局その機械を家に持ってれば、オペが完全に自分の所有といひますか、一つの優位性が出てくると思ひます。なんかオペのことを研修とか書いておったようですが、そうすると次の人がなかなか入ってこれないんじゃないか、ということで、それとあわせてこういう質問をしているわけで、やはり町の物は町で速やかに保管するような仕組みが必要かと思ひます。そこら辺もう一度役場庁舎建設云々じゃなくて、特に個人の場合でも格納庫作っている時代です。ましてや町の色々な制度を使いながら、それこそ早急に速やかにやってもらえればなと感じておりますけれども。そこら辺もう一度お願ひします。

町長 畠山菊夫 格納庫を新たに作るということが、費用対効果に考えるとなかなか、またどこに作るか町でも色々検討したことあります。大道駐車場に作ろうとしたことあります。また民間の施設にもないか検討したことありますけれども、役場庁舎と一緒に、格納庫は1箇所これから考えて行きましょうということで、進めているところでございます。

3番 金一義 この先見守っていききたいと思ひます。

次に、財政の乏しい中ということですので、ふるさと納税の積極的活用ということで、前にも話しておりますけれども、最近はこの問題が非常にニュースになって、大館辺りは1億円突破したということで、今回の本町の場合も補正の中で出ておったんですけども、もう少し財源確保に積極的な方向で、まあ出すほうも商品もらわないと出さないという形になっておるようですけども、昨日マガモの話もされておりましたが、我が町でも特産品を探しながら思い切った策で、この問題に取り組む必要があるんじゃないかと考えますけれども、その辺の考えは。

町長 畠山菊夫 色んな所に話がいって、資料が無くてあれなんですけども、例えばお菓子でも何でもいいんですけども、日持ちが悪ければ、なかなか返納品としては、ということがあります。他に特産品何かあるかということ、なかなか無いわけで、これからは農産物でも季節のできるものは取り組んでいこうかなと思ひます。

3番 金一義 考えてみれば、「えだまめ日本一」ということでもありますので、そこら辺上手く秋になったらこういう商品もあるよということで、他でも色々な商品があつてダブるものも

あろうかと思いますが、まず財源確保、地域の活性化のためにもアイデアを募って、取り組みを強化していただけたらとお願いしておきます。

では次に入ります。農業振興の基本課題と実行方策は、ということで、私たちは今どのような変化に直面しているか、地域農協の現状は、借地借入農耕地面積、耕作放棄地、農業就業人口の推移をみると、農業に携わる人の減少が益々進んでいます。借入耕作地面積は1982年まではむしろ減少と僅かな増加を繰り返しており、1984年以降に増加率が20%から30%という顕著な増加に転じていました。1980年までは全く増加傾向を示していなかった耕作放棄地が、1980年以降激しく変動しながらも明確な増加傾向に転じております。高度経済成長の影響を受け、1980年までは著しい減少を示していた農業就業人口は、1980年以降は10%台の減少率で推移しております。

この3つの指標の動きが2005年以降急変しております。借入耕作地面積は、一気に対前年比で54%の拡大、耕作放棄地は77%の拡大、農業就業人口は22%の減少とあります。県内の耕作放棄地は10年前と比較しても3割増の9,590ヘクタールと大幅に増加したとあります。

その理由としては、高齢化による離農、厳しい農業情勢による営農意欲低下などにより、就農人口も2割以上の減少と急速に拡大しております。

もちろん本町でも地域農業の現状は、農業従事者の高齢化、後継者不足が恒常化しております。年々農業従事者と農業世帯等の減少が問題化してきています。またその影響は、農業政策や農業情勢等の変化ともあいまって、農業そのものの維持や農地の保全などに懸念が生じています。新たな農業振興活性化が求められる背景にある今日的課題として、T P P参加問題、農業の収益性条件の悪化などがあります。これらの問題に対処するためにも水田の有効利用、高度利用の課題がありますが、生産調整は1970年に実施されてから40年間に及ぶが、この間、本町でも生産調整に伴って発生した不耕作農地が散見されます。転作体系の確立を図り、水田の耕地利用を高め、いま改めて水田の利用状況について再検討する必要がありますが、そこら辺。

町長 島山菊夫

今年度の本町重点事項として、担い手の確保、農地の有効利用、6次産業化の推進、戦略作物の産地づくり強化及び経営の複合化などを取組目標としてきました。T P P環太平洋連携協定、生産数量目標・米の直接支払交付金の廃止など、生産者が減収となり得ることから、競争力強化や体質強化に向けた取組としております。

生産基盤については、土地改良区が行う整備事業である、基幹水利ストックマネジメント事業、ため池整備事業、圃場整備事業など支援を実施いたします。農業基盤整備促進事業についても、昨年度までの3年間実施し、区画拡大・暗渠排水の整備を農業者へ支援し、転作に適した圃場へと整備が進んでおります。

農地の有効活用としては、農地中間管理事業を行っており、事業の浸透が図られつつあります。出し手の件数及び面積、受け手の申込みが、昨年より増加しております。

このような中で、国や県、農協と連携した、地域振興作物への支援や、施設機械に対する支援など実施して参りました。今後も、収益性の高い農業経営の確立のため、各施策や取組目標を、きめ細やかに対応していきたいと思っております。

3番 金一義

触れられておりますけれども、特産品を産地形成して特産品の産地ブランドを高めるといことがありましたけれども、そこら辺の考え方で秋田県の場合は、えだまめ日本一とキャッチフレーズでテレビとか出てましたけれども、本町の場合は大豆団地、えだまめ等ありますけれども、これから産地形成するためには、どういう考えをお持ちでしょうか。

産業課長 加藤貞憲

本町では水田の利活用ということで、大豆団地2ヘクタールの団地と50アールの団地、それから枝豆の振興、地域振興作物ということで野菜等の振興をいたしております。今年度、振興作物について農協さんと協議した結果、カボチャ、セリ、ナスなどを振興作物として27年度新たに取り入れて農家の方々にご紹介しております。

3番 金一義

12月4日の新聞ですが、「鳥海りんどう2億円突破」というのが記事に載ってました。これは仁賀保で栽培されている、「鳥海りんどう」の販売額が初めて2億円を突破した。これは仏花で、ここまでするには10年の歳月がかかった、ということが書いてありますけれども、10アールあたり150万の諸収入があると書いてございます。勿論面積も2.4ヘクタールで云々書いてます。皆さんも見たと思いますけれども、こういう事例があるのであって、では、ちょっとお伺いしますけれども、大豆10アールあたりの価格と枝豆10アールあたりの価格、比較されてますか。

産業課長 加藤貞憲 枝豆については確認しております。平均反収が334キログラムでございます。そして今年度、湖東農協の取り扱った平均単価は1キログラムあたり、689円となっております。これかけますと23万円の収入になります。なお所得率ですが、約4割の所得率だということで湖東農協さんから資料の提供を受けてます。

大豆については、反収について国からの八郎潟町の基準単収は113キログラムということで示されておりますけれども、今年度の単価等についてはまだ農協さんの方から資料いただいておりますのでちょっとわかりません。

3番 金一義 これからTPPの関係で国産化がいわれ特産品の野菜を、といった感じでどうしても課が先になって旗を振るスタイルが必要になってくるんじゃないかと、結局大きくやっつて方はたくさん知識もってるでしょうけども、小さくやっつて方はそんなに知識もってない方もあろうかと思えます。その為にも色々な機会を捉えて、こういう物はこう、こういう時はこう、と色々適地適作があろうかと思えます。場所によっては野菜ができないし、枝豆よりできない、大豆よりできない、稲作よりできないという場所もあろうかと思えますけども、そういう形をお願いしておきます。

それと28年度の減反面積というのは出ておるのでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 生産数量目標の提示は、今月25日に提示されることとなっております。それで平成27年度の本町の転作率ですけども、42.1%でございます。それで今回国が提示いたしました生産数量目標が、前年度対比マイナス1.1%ということでございます。マイナス1.1%と昨日もちょうと申し上げましたが、生産数量目標、県内各市町村で格差がございます。この格差を28年29年の2年間で、現在ある格差について、1/4づつにしまして、最終的にこの格差1/2残るわけですけども、30年には生産数量目標廃止となりますので、この点を考えてみますと、今年度平準化部分でマイナス1.4%ということになりますので、2.5%ほど転作率プラスになることとなります。ですから転作率は44.6%位になるのではないかとという風に考えておりますが、25日に県から提示ありますので、それ以降お伝えしたいと思います。

3番 金一義 時間も押してきました。そうすると利用権設定と中間管理機構ですけども、その違いをお知らせ下さい。時間無いので簡潔にお知らせ下さい。

産業課長 加藤貞憲 中間管理機構は、受け手を選ばない制度であります。そして利用権設定は、相手を選んだ設定であります。大きな違いはそこにあります。

3番 金一義 この中身をみますと、利用権設定の場合は受ける方にお金が入る。中間管理機構の場合は、地主さんにも入る。そこの説明ははっきりしておかないと、その違いがわからない方がたくさんおるようですので、そこら辺よろしく願います。

それともう一つ、土地改良の進捗状態はどれくらいですか。五城目高岡土地改良の進捗状態。

産業課長 加藤貞憲 これについては、28年度に国に対して要望調査、調査費の設置をお願いすることにしております。地権者の同意は全てとられたということで聞いておりますので、その部分については今後調査進めておまして、五城目町と八郎潟町とで独自で農業振興に対する考え方もまとめていかなければなりませんので、2町でその部分についても協議し合って、地域にとって一番良い政策になるように進めていきたいと考えております。

3番 金一義 ありがとうございます。いまお話ししました利用権設定と中間管理機構の違いですね、地主さんが結構知らない方おりますので、そこら辺徹底して啓蒙していただければと思います。中間管理機構で受けたものは地主さんにお金あれですが、受けた方もまた暗渠とか色んな工事とか優先的な仕事ができますので、そこら辺を鑑みながら農業政策を進めていただければ幸いです。

どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、3番 金一義君の一般質問を終わります。皆さんに願います。本会議を午後1時から行いたいと思います。ご協力願います。

(午前11時58分)

(休 憩)
(午後 1 時 再開)

議長 三戸留吉 それでは、午前中に引き続き再開いたします。
6 番 柳田裕平君の一般質問を行います。

6 番 柳田裕平 6 番 柳田裕平でございます。本日は、表題で 3 項目の質問になりますが、どうかよろしくお願ひいたします。

最初に表題 1、子育て世帯支援住宅について、質問をいたします。

先般の 6 月県議会「地方創生に関する調査特別委員会」で、県が策定中の「秋田版総合戦略」に対し県内の空き家を子育て世帯に提供するよう求める意見が相次いであった、との新聞報道がございました。その報道の内容によりますと、狭い賃貸住宅での子育ては大変なため、空き家を子育て世帯に提供することが少子化対策に効果的である。また広い公営住宅の建設は財政的に難しいのだから、空き家を活用すべきである。等の意見が出されたようでございます。

これに対して県当局は、秋田県内の家は比較的広い間取りが多くて子育てに向いているので、空き家を移住・定住対策に活用するとともに、子育て支援への活用もこれから検討する考えであると述べております。

また、本町 9 月定例会、総務産業常任委員会の質疑で、中嶋住宅の建て替え計画については県からの助言で、若者が入居したくなるような住宅建設へと基本計画を立てているところであると、町当局から説明があったようでございます。

本町の子育て世帯の中にも、住宅を新築したくても財政面で無理がある。町営住宅に申し込みするにも財政面で無理がある。町営住宅に申し込みするにも、収入基準額を超えていて対象外である。貸家を探しても、条件に見合う物件がなかなか見つからない等々の理由で、当面は夫婦 2 人で働きながら、いずれは住み慣れた八郎潟町に住居を構えて生活したいと頑張っている世帯も、相当数いると聞いております。将来的にも、このような住宅事情の世帯が増えてくるだろうと予想されております。

最近の新聞報道では、国や県でも住宅政策の柱の一つとして、空き家対策・少子化対策の問題には、積極的に取り組む姿勢を打ち出しておりますので、本町としても国・県の助成制度を活用できないか等、多方面から検討して、空き家を活用した子育て支援住宅とか、入居条件を緩和した子育て支援町営住宅を進めるべきであると考えます。

そこで、2 点について質問いたします。

1、本町でも増加傾向にある空き家の現状を、色々な観点から調査・検討して、空き家を子育て支援住宅として活用できないか、真剣に取り組むべきであると考えますが、町長の考えをお伺ひいたします。

2、現在検討している中嶋住宅の建て替え計画の中に、収入基準や賃貸料等、入居条件を緩和して、子育て世帯が入居しやすいような一定数の子育て支援住宅ゾーンを考えてはどうでしょうか。町長のお考えをお伺ひいたします。

続きまして、表題の 2 番目でございます。

空き店舗を地域の交流施設として活用できないか

先般 10 月 22 日に、八郎潟町観光協会の視察研修で、青森県黒石市「中町小見世通り」を觀て参りました。商店街の中の、大きな松の木が「こみせ」の屋根を突き抜けている旧銭湯「松の湯」を、観光・地域コミュニティ・地域防災の拠点として再生し、平成 27 年 7 月に「松の湯交流館」としてオープンした施設に注目いたしました。この施設は、そんなに広くはないのですが、誰でも気軽に立ち寄り利用し、語りあえるプラットフォームのような所でございます。

番台や湯船等、銭湯の一部は見学用にそのまま残してあり、市民サロン、これは 8 畳フロアの広さでございます。交流の間、8 畳と 6 畳の調理台つき和室でございます。幼児が遊ぶミニコーナーなどもございました。地元の人には、自分の場、として買い物の足休めや芸術活動の発表の場、会合の場として活用していただき、来訪者にはまちなか散策の休憩、案内所として利用してもらいたいと考えているとのことでした。平日の午前中でしたので観光客や市民の人出はいまいちでしたが、施設側の説明では、オープンしてまだ 3 ヶ月ですが、市民からは結構利用されてきているようでした。

本町の駅前「はちパル」については、図書館の利用、各種イベント、子育て支援事業、サークル活動等に利活用され、順調に推移しているようですので、大いに結構なことであると思っております。

ただ、駅前「はちパル」・改善センター・ロマンの里・防災センターなどの施設は予約が必要であることや、町の行事や各種団体に使用されることが多いので、一般町民、特に

中高年層がいつでも自由に入出入りして憩いの場として使用するという面では難しいところがあるように聞いております。

本町の商店街は、買い物や各事業所、金融機関等の利用者や通学通勤等で減少はしていますが人通りもありますし、夜間も街路灯で明るいので、一般町民や町内の小グループなどが誘い合って交流する憩いの場所があれば、高齢者の引きこもりの解消にも繋がります、商店街の人通りも多くなり「はちパル」との相乗効果で、町がより一層活性化するのではと考えます。

そこで質問いたします。

先程の空き店舗を活用した「松の湯交流館」のような施設が商店街の中にあれば、多くの町民から利用されて喜ばれるのではないのでしょうか。本町商店街の空き店舗・空き家を地域の交流施設として活用してはどうかと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

表題の3番、町内要所に防犯カメラを設置してはどうか

これは、先程加藤議員からも質問がありました。一応私の考えも述べさせていただきます。ご答弁は簡単でも結構でございます。

本町9月定例会、教育民生常任委員会で、本町では防犯カメラの設置を検討したことがありますか、との問いに対しての町当局の答弁では、五城目警察署から署管内自治体に対して、通学路や駅前等主要箇所には防犯カメラを設置してもらいたいとの推進依頼があり、本町としても検討しておりますとのことでした。

近年の凶悪犯罪の増加や治安に対する住民の不安感の増大に伴い、犯罪被害の未然防止、犯罪の予防等の有用性から公共の場にも設置の要望があったのではと理解いたします。

その一方で、個人のプライバシーが侵害される恐れもあるということで、設置者の遵守する義務を定める条例も制定しなければならない等、難しい問題点もあるようでございます。

そこで質問いたします。

クリアしなければならない課題もありますが、防犯カメラには「防犯の目」となり町民の命を守りつつ、安心して生活できる社会を作るためにも必要であると思っておりますので、必要箇所を特定したうえで、段階的に設置する等、設置に向けて検討していただきたいと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

町長 畠山菊夫

柳田議員の質問にお答えいたします。

町では現在策定している町総合戦略の中で、空き家対策を最重点事項に掲げ、新規事業として「空き家等利活用支援事業」を実施していくためのシステムの構築をすることとしております。具体的には、シニア世代を活用したNPO法人が主体となって、空き家バンクの構築から店舗・住宅等の利活用までを一体的に取り組み仕組みを構築するものであります。

柳田議員の言われるように、現在八郎潟町に住んでいて、2世帯等で子どもが生まれ、現在住んでいる家が狭いとか、収入の関係で町営住宅に入れなとかの事情を抱えている子育て世帯の方々がいるかと思っております。そういう方々から空き家を活用していただくのは、空き家対策して有効だと考えますので、来年度からの「空き家等利活用支援事業」のシステム構築の中に、子育て支援住宅についても取り入れてまいります。

次に、中嶋住宅の建替は、国の交付金事業として実施する計画です。

国の交付金を受け建設された町営住宅は、公営住宅法及び施行令に則り入居条件や収入基準及び家賃を決定しなければなりません。公営住宅施行令では、一般所得者の収入基準額は15万8千円以下であります。一定の障がい者や小学校就学前などの同居者がいる場合、緩和措置として収入基準額25万9千円以下まで入居可能となっております。そのため、現行法の緩和措置で十分と考えております。

次に、空き店舗を地域の交流施設として活用できないかというご質問ですが、先ほど答弁した通り、町総合戦略の中で、空き家対策を最重点事項に掲げ、「空き家等利活用支援事業」を実施していくためのシステムの構築をすることとしております。その中には、空き家、空き店舗を町内会の集会所あるいは付近住民のコミュニティ施設として活用することも盛り込むこととしております。

最後に、防犯カメラの設置については、加藤議員のご質問で答弁しておりますが、今後、関係機関と協議し検討してまいります。

なお、設置にあたっては、柳田議員のご指摘のありました、防犯カメラの有効性に配慮しつつ、住民等のプライバシーにも配慮することが求められます。特に小さな町ほど、監視されていることへの抵抗感を感じる方が多いものと考えられることから慎重に対応

する必要があります。また、1基当たりの設置費も高額であることから段階的な設置を含めて検討してまいります。

6番 柳田裕平 ありがとうございます。まず、最初の子育て世帯支援住宅についてでございますが、整備・充実を図るということは、子どもの教育環境を良くし、子どもの将来を明るくするということにも繋がると思います。また、空き家については、治安や防災上の問題、景観の悪化、空き家の放置で重い賠償を負いかねないなど、色んな問題も出てきます。子育て支援住宅として活用できる空き家が、果たしてどの程度あるのかという課題もございませぬ。

そこで、例えば町が空き家を借り受けて住みやすいように改修して貸出をするとか、あるいは町が持ち主から委託を受けて支援住宅として紹介し、改修費を助成するとか、色んな観点から検討してもらいたいと思います。

また空き家バンク制度も確立することが必要になると思います。また子育て支援住宅ゾーンについては、いま本町にいる子育て世帯をいかにこの町に留めるか、そしてまた他の町の子育て世帯を、いかにこの町に引き込むかという、そういう観点からも考えていただきたいと思います。

それから2つ目の地域交流施設については、これについても適当な空き家とか空き店舗があるかということや、管理運営をどうするかという色んな課題もあると思いますが、人と出会う、そして自由に語り合う、そういうことが出来る場を是非とも考えていただきたい。

参考までにこれは美郷町ですが、町施設の中に、血糖値・血圧・身長・体重などを自分で操作して知ることができる計器を備えた医療費適正化セルフチェックコーナーを設けていて非常に好評のようですので、こういうものを考えてはどうでしょうか。

それから3番目の防犯カメラでございますが、最近は様々な凶悪犯罪の事件に、防犯カメラがその全容解明に重要な役割を果たしているようでございます。本町が先頭に立って地域の安全・安心になるように、防犯カメラの設置を周辺市町村に広めるべきであると考えますので、どうか一つ前に進めるようお願いして質問を終わりますが、何か町長から感想とか答弁等ありましたらお願いいたします。

町長 畠山菊夫 空き家対策は大事であります。今ある空き家のうち、使用できる空き家、そしてまた改修すれば使用できる空き家、改修してもできない空き家、これはだいたい把握しております。その受け皿となるNPO法人を立ち上げながら、店舗・住宅など、若い人たちが住む住宅まで一体となって取り組む仕組みづくりが大事でありますので、これからそういう取り組みに対して積極的に支援して参りますし、そしてまた空き家対策は思い切ったことをやっていかなければ、なかなか入居できないのが今の現状でありますので、この辺もきちんとしていきたいと思いますのであります。

6番 柳田裕平 どうもありがとうございました。これで終わります。

議長 三戸留吉 これにて、6番 柳田裕平君の質問を終わります。
次に、2番 畠山金美君の一般質問を行います。

2番 畠山金美 ぎりぎりに間に合ったのか、アウトになったのか分かりませぬ。こういう状態で議場に入りまして皆さまにご迷惑おかけしました。申し訳ございませぬ。以後気を付けますのでよろしく願います。

私の方からは、表題が一つでございます。役場の組織力、役場力というテーマで質問させていただきますが、とかく町づくりの話し合いの中でよくでる言葉に、閉塞感を打破したいとか、活性化策が必要であるとか、そういう話が何度となく聞かれます。6次の総合計画もできつつありますが、まさに難問が山のように積み上がってしまっていて、それに立ち向かう前に、役場がリスク認識で一杯になっているのではないかと、私個人的に心配してあります。

役場を人の身体に当てはめてみますと、ここに座っているひな壇の皆さま方は、町の中樞神経であります。そしてその中樞神経から、末梢神経へ伝わって皆さんの部下である職員が色んな問題を解決するために、手となり足となり動いているのだらうな、そう思っております。もしこの役場の機能が硬直化した場合、これはやはり身体の機能でいうと、手足は動かなくなり、問題が解決するのに時間がかかり、かつ山積みになっていくということですから、ここにいる中樞神経である皆さま方が機能をいかにいつも健全に保っていく必要があるかということをおもひながら考えてあります。

役場には人材と情報と予算と、そして町長の執行権があります。そうした強大な力を持った大きな組織体がどう動くかに、町民の暮らしが左右されると思っております。そこで表題は一つであります、3つの分野で質問をしたいと思っております。

1つは役場という組織の全体像について、2つ目は数あるテーマの中から5月にスタートした「はちパル」について、そして3つ目は観光分野についてであります。

まず最初に、町長の考える問題解決のための役場組織力の理想像を簡潔に表現するとすればどうなりますか。

- 町長 畠山菊夫 畠山議員のご質問にお答えします。
簡潔に言えば、問題解決のための役場組織力の理想像は、職員個々の資質の向上はもちろんですが、職員同士の報告・連絡・相談が徹底され、職員が共に問題意識を共有し、広範な行政課題に的確に対応することが大切だと考えております。
- 2番 畠山金美 私なりに考えるのは、役場力＝危機感を持った問題解決力であると、私自身思っております。町発展への課題山積は理解できますが、町民がそして職員も分かりやすい問題の山積する中のリストを絞り込んで、例えば早期解決目標上位3つ、中期解決目標上位3つ、長期解決目標上位3つは何ですかと問われた場合、町長の想いとして上げるとすれば具体的にどうリストアップされるかお尋ねします。
- 町長 畠山菊夫 早期・中期・長期に分けることは大変難しいわけですが、大きな政策課題としては、産業振興・地域活性化・住民との協働などが上げられます。勿論、福祉教育・災害防災対策・財政など課題は山積しておりますが、その時々によってこれらの課題に対応していきたいと思っております。
- 2番 畠山金美 リスト3つ絞っていただけるとか、期待はしたんですが、やはり確かに難しいことではあると思っております。この問題の中で優先順位を付けるとすると、その判断基準は、どの基準でもってリストの上位をつけるか、その基準がありましたら一つお願いします。
- 町長 畠山菊夫 この後の6次総合計画の中でも出てきますけれども、長期・中期・早々にやらなければいけない課題というものは、その時々だと思っております。例えば今回駅前開発ができたのは、私なりに長期で考えておりましたけれども、今回秋田県で打ち出した協働プログラム事業、これがあつたからできたことであり、すぐに取り組むことができたということで、これを決めるのはなかなか難しいことだと思っております。
- 2番 畠山金美 まずその難しい中でも、6次の素案を見せていただきましたけれども、相当のやるべき課題が山積みなわけですけども、その解決策を作っていくために、今の役場の機構改革、あるいは職員の増員は必要かどうか、その辺は考えてますか。
- 町長 畠山菊夫 職員数については、平成16年度78人いましたが、自立計画により平成24年度までに60人までに削減いたしました。平成27年度当初では、図書館職員2人を含めて63人となっております。今後も人口減少は続くと思っておりますが、少子高齢化や高度情報化、環境問題の顕在化といった様々な変化が同時平行的に進行しておりますので、町民に最も身近な町が、これらの変化に的確に対応していくためには職員増は必要であると考えております。
- 2番 畠山金美 私、この町の行政サービスは結構良い方ではないかと思っております。しかしながら給食費であったり、福祉医療費の助成であったり、はちパルの行政コスト、こういう持ち出し財源が必要な事業、これが増えていけば当然そのしわ寄せは税金という形で町民に返っていくと思うのですが、持ち出し事業が増えていくことに対して町長はどのようにお考えですか。
- 町長 畠山菊夫 継続事業の良いものはやっていきたいと思っております。税金を上げるとかいうことではなくて、役場内で色々検討しながらやっていくようにしなければいけないと思っております。
- 2番 畠山金美 確かに給食問題、医療費問題、非常に大事なことでありますが、最も力を入れてほしいのは、地元の経済を元気にするための経済波及効果に関する事業に集中することではないかと思っております。それで今の役場の職員配置これをみまして、経済効果を波及する部

署に何人の職員を置いているかお聞きします。

町長 畠山菊夫 経済波及効果は全体で考えていくべきものと考えております。

2番 畠山金美 普通、経済波及効果をもたらす担当部署といいますと、産業課と普通は考えます。例えば福祉課であっても高齢化社会の先端を走っているこの秋田県に於いて、先進的な取り組みを開発して全国から視察団を呼び込み、地元が潤うシステムを同時に作り上げるという方法もあるのではないかと思います。ですからどの課であっても、経済波及効果を目指すという意識の御旗を常に掲げているならば、職員も知恵を絞り心を常に集中してアイデアを集めることは容易にできることではないでしょうか。

町長の考えとしては、行政サービスの全体を網羅して今までどおりの施策を繰り返し実施していくのがベストと考えるのか、それともこの厳しい時代に即応するために従来の施策を見直し新しい事業に取り組もうという考えを持っているのかお尋ねいたします。

町長 畠山菊夫 現状の施策の効果を検証し、効果がある施策については継続して実施していかなければならないと考えております。現在策定している町総合戦略、町総合計画の中で、町の課題を明確にし、その課題に対する各種施策を計画に盛り込み、新規・継続事業を実施してまいります。

2番 畠山金美 これからの基本構想の中で、大きく舵を切り直す必要があると考える施策はありますか。力を入れたいと考えている分野はありますか。

町長 畠山菊夫 最初にも言いましたけども、産業振興・地域活性化・住民との協働は大事なことだと思っております。

2番 畠山金美 事務能力だけでは町が発展するのは無理なことなんですが、町民の力を巻き込んでいくための仕事ができる、その町民を巻き込むのが役場力であると思うし、その町民を巻き込んでいく能力ということに関して、町長はどのようにその戦力を分析していますか。

町長 畠山菊夫 畠山議員のご指摘のとおり、これからは益々町民との協働が大切だと私も先程言いました。町に住む人たちが、誇りをもってこの町で暮らし、いきいきと活動できることを目指して、町民・行政の協働のまちづくりを進める環境をつくってまいります。そのためにも、職員が行政課題をしっかりと認識することが必要であり、今後、職員の意識改革にも力を入れて取り組んでまいります。

2番 畠山金美 私としては、経済波及に繋がるような事業を、戦力を増強してそれに集中して取り組んでいただきたいと考えるわけですが、しかし役場も山積する問題を解決するために相当忙しいと思います。それでまた民間も忙しいです。そういう中でこそ、専門の調整役である部局を作る考えはないでしょうか。

町長 畠山菊夫 いろいろ事務の多様化、そしてまた町民の皆さんのニーズに対応するためには、大変人出が不足している状態でございます。ご指摘のとおり、何人か職員を集めてそういうことをすればいいでしょうけども、今はそういう余裕がないのが現状でございます。

2番 畠山金美 その人出が足りなくて、新しいことになかなか着手できない現状ということですが

町長 畠山菊夫 着手できないのではなくて、そういう組織に集めることがなかなか難しいということなんです。

2番 畠山金美 そういうことでありますけれども、そういう風な中で町長が7年間の行政の舵取りを振り返って職員の意識はどのように変わったか、どう感じているかお知らせ下さい。

町長 畠山菊夫 私、7年やっておりますけども、今は63名でありますけども、この間にだいぶ退職されました。そしてまた新しい職員も今現在1/3以上おります。ベテランの知識を持った職員が退職する中においては、今の若い新しく採用された皆さん、本当に頑張っておりますし、課長以下頑張っております。

2番 畠山金美 八郎瀨町の行政は守りの行政か、それとも攻めの行政かと問われた場合、町長はどのように答えますか。

町長 畠山菊夫 守りか攻めか、尺度の違いがあると思いますが、守りとは行政機関として最低限度行う必要があります、どの自治体も行っているようなものであると思っています。

攻めとは、行政機関としては必ずしも行う必要はないが、地域のためにできればいい、新たな価値をもたらすようなものと思っています。

今現在の行政運営が、守りの行政なのか、攻めの行政なのかはわかりませんが、常に町民の福祉向上のために各種施策を実施しているところです。

2番 畠山金美 確かに質問がなかなか抽象的な質問で申し訳ないのですが、やはり経済波及効果という考えからすると、やはりもっともっと力を込めてほしいなとつくづく思います。商工会に期待するところもあるでしょうし、観光協会に期待するところもあると思いますが、やはり役場が舵を取る調整役に回っていただかないと、前へなかなか進んで行かないのではないかと思いますので、できればその部署は手厚く増員をしてほしいと思います。次に、はちパルについてお聞きいたします。今現在の利用者数を教えて下さい。

教育課長 渡部広保 畠山議員のご質問にお答えします。単純に、はちパルの来館者数でいくと、11月末現在で98,000人くらいです。各施設の利用状況でございますが、交流ホールにつきましては、こちらは申し込んでご利用いただいた方のみでございますが、178件、10,763人、多目的スペースにつきましては78件、622人でございます。それからスタジオでございますが384件、11,712人となっております。そして子育て支援センターでございますが3,460件、19,376人ということで、全て11月末の数字でございます。

2番 畠山金美 町外の方からの利用料というのは、どれくらいか。

教育課長 渡部広保 手元に資料がないのですが、町外の利用で利用料いただいた方、数件しかございませんで、利用料も僅かでございます。

2番 畠山金美 外貨獲得というの、はちパルの一つの役目かなと思ったんですが、他から利用料をいただくのは、なかなか問題が難しいようであります。

またコーディネーターを設置しているわけですが、コーディネーターとの連携について、どのような問題点が現場からあがってきているか、もしあれば。

教育課長 渡部広保 運営については特別大きな問題点はあがってきておりません。ただ今年5月にオープンしたばかりということで、各種イベント等につきましても、ある程度年間をおして予定されておりましたので、逆にいえばコーディネーターさんたちの総力といいますか、まだ見えてきていない部分があると思いますが、これから発揮どころと期待しているところであります。

2番 畠山金美 どの現場にも課題というのは必ずあるわけなんですけども、とにかく議会と当局は両輪である、という言葉よく使われますが、やはり課題も一緒に共有しながら、共に解決策を見いだして、共に行動していきましょうというのが、本来の両輪じゃないかと思しますので、そういう意味では、はちパルというのはこの町の命運かかっているのかなと思うくらいの大事な重要な施設ですので、是非とも課題を早期に情報収集して、早期に解決していくという方向性を議会と一緒にやっていただけたらと思います。

そして最後に観光分野について、町長のお考えをお聞きしたいと思いますが、我が町は資源に恵まれていないと考えるのか、それとも新しいものをこれから作り上げていくのか、それとも今あるものを磨いていくのか、と問われた場合、町長はどのようにお答えしますか。

町長 畠山菊夫 本町は小さいながらも、八郎瀨と三倉鼻、高岳山など自然に恵まれ、小池の板碑や御前柳神社、浦城址、願人踊、一日市盆踊り等、歴史的・文化的な観光資源も多くあります。このような中で、多くの来町者があるにもかかわらず、宿泊施設が少なく、物産販売所が無いなど、滞在や消費する機会が少ないため、滞在型では無く、通過型にとどまっています。観光客の受け入れ体制、宿泊施設の整備、地場製品の販売など、取組を強化しなければならぬ点は多くあります。

この町を、第2の「ふるさと」として、滞在需要に対応した取り組みや他地域との連携による取り組みを行う計画であります。

2番 畠山金美 外貨獲得のための観光というのは、本当に必要だと考えております。来年度計画されております田んぼアート、この事業に対してどういった目的をもってやろうとしているのかお聞かせ願いたいと思います。

町長 畠山菊夫 町は協賛という形としてやるわけでございますけれども、地域の皆さんも非常に頑張っておられます。浦城・地域史料館との相乗効果を出しながら、田んぼアートも多くの皆さんが来ていただけたらと思っております。

2番 畠山金美 非常に良い事業ではあります、いかんせん後発隊になります。いわゆる田んぼアートの事業は他では結構やっているところもあります。そういった後発隊の大変さというのは、私もある程度理解しておりますが、本当に皆さんの良い考えを集中させながら動いて行って欲しいなと思っております。通過型で終わりたくないという考えも、今お話ししましたが、そういう意味では皆さんの知恵を結集した事業に育てていって欲しいと思っております。
また、この事業を軌道に乗せるために、専門家のアドバイスは必要かどうかお伺いします。

町長 畠山菊夫 いま取り組みを進めていくために、色々様々な分野の専門家からのアドバイスをいただきながら進めて行くのは、結構なことだと思っております。

2番 畠山金美 ありがとうございます。経済波及効果をもたらす事業を、本当に真剣に考えていたきたいという期待を込めまして私の質問を終わりたいと思います。
ありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、2番 畠山金美君の一般質問を終わります。
次に、4番 石井清人君の一般質問を行います。

4番 石井清人 4番 石井清人です。一般質問をさせていただきます。一生懸命質問いたしますので、どうかよろしくお願いたします。

まず最初に、質問の1つ目は、18歳選挙権の啓蒙と不在学生の選挙権を心配する、というタイトルであります。
今年6月に選挙権年齢が約70年ぶりに引き下げられた公職選挙法の改正が行われました。これによって従来20歳からの選挙権が18歳に引き下げられました。施行は1年後ですから来年6月か7月の参議院議員選挙から該当になります。そして一日市盆踊り後に行われる八郎潟町長選挙、年が明けて八郎潟町議会議員選挙と続きます。18歳といえば高校3年生です。参議院議員選挙や町長選挙のころは18歳に達する有権者の生徒とそうでない生徒が学校の中で混在するのですが、町議会議員選挙は1月後半から2月上旬と考えればほとんどが18歳に達して選挙権を有するだろうと思っております。選挙年齢が2歳引き下げられたことにより有権者はどのくらい増えるのでしょうか。

さて、本町においてもまた全国的にも投票率が年々低下してきています。平成26年第47回衆議院選挙における20歳投票率は30.9パーセントです。新聞テレビでは若者の政治離れというニュースが報道されます。「首長や議員に誰がなっても同じだ。」とか「自分の1票を入れても世の中は変わらない。」などという言葉も聞かれます。八郎潟町選挙管理委員会では、新有権者に対して政治に関心を持ち選挙権を行使する啓発活動をぜひお願いしたいと思います。

国や地方を安心して住みやすくするのは政治の力です。どこにお金をつぎ込んで事業をすすめれば人々の暮らしがよくなり、生活が豊かになり、争いのない平和な社会が作れるか。それを誰に託すかが選挙です。首長選挙や議員選挙がそれであり民主主義の根幹であります。

私は少し前、外国を旅しました。ロシアを抜けてウクライナに入ったとき、政治によって人々の生活はこんなにも変わるものかと驚きました。2012年ウクライナ国のオディッサという町から発信したブログにも載せてあります。ロシアでは人々は閉鎖的な生活をしています。商店のドアは始終しまっていて買いに行くというよりも売ってもらいに行く感じです。ガソリンスタンドは数量を指定しないと売ってくれません。道路は幹線以外未舗装です。ゴミ箱や公衆トイレはあるのですが、回収しないので汚れ放題で

す。市場経済といってもサービスという概念がないし、民意をくみ取る行政の仕組みがないのではと思います。ウクライナはソ連崩壊前は旧ソビエト連邦の一部を構成していました。しかし今は独立しEU加盟を模索しています。商店は明るくショーウィンドウには洋服や電化製品が並び物が豊富です。街中はきれいで夜遅くまでオープンカフェが開き安全安心を感じました。ロシアでは夜は人がいません。まさに政治の差ではないでしょうか。

我が国においても数年前自民党政権から民主党政権に一時かわりましたが、国民の不満から自民党政権に戻りました。民主主義は政治を変えることができます。ですから選挙すること投票することが大切です。投票することの大切さを啓蒙してほしいと思います。

国では今回の改正によって、若年層の政治参加意識の向上や民主主義に対する満足感により影響をもたらすと期待しているようです。高校3年生が親と一緒に投票に来て一票を投ずることによって政治参加意識が芽生え、それ以後の投票率の改善につながればと思います。しかし私は高校卒業後進学する学生について気がかりなことがあります。私の子供たちもそうでしたが、高校卒業後町外県外の学校に行ってアパート住まいしたので20歳から卒業まで選挙ができませんでした。学校に入るとき住民票をそのままにしていたからです。居住地には住民票がありませんから当然選挙権はありません。しかし本町に住民票があるといても居住の実態がないので削除されます。したがってどちらの選挙にも参加できませんでした。せつかく18歳以上の選挙権が始まるのですからこういうことの盲点をよく知らせて、大切な一票を無駄にすることがないように啓蒙活動をするのを期待します。

以上が1点目の質問です。

次に、2つ目の質問に入らせていただきます。題名は、儲かる農業を考える、であります。

TPP環太平洋連携協定が大筋合意しました。TPPの関税撤廃の自由化率は95パーセントになりましたが、主要農産物である米については関税が残されることになりましたが、輸入枠として新たに5万6千トンが課せられ13年目には7万8千トンになります。現在も77万トンの輸入量に追加してですから、合計85万トン程度が輸入米となります。国内生産量が約750万トンですから、約1割が輸入米の量になります。国は主食米の国内需要に影響しないといっていますが、年々消費量が落ち込む中で、加工米が圧迫されれば結局生産調整面積に影響し主食米のだぶつきにつながるのではないのでしょうか。コメ余りの状況では農家経営は苦しくなるばかりです。

昭和50年代に1俵60キロ当たり17000円にもなった米価が、昨年26年産は概算金で全国的に1万円を割り込む状態になっています。まさに米価暴落で農家の給料である米価が低落している現状は、「江戸時代の百姓は生かさず殺さず」という言葉がいまだ生きているようにも感じます。

過日のさきがけ新聞では、秋田県が枝豆日本一を達成したと報じられています。JAはじめ関係者のご努力は並大抵のものでなかったと思います。作物栽培は比較的容易にできますが、市場を開拓して販売量を増やしていくというのは、並みたいていのものではないと思います。八郎潟町のマガモも取り組んだ当初は、1羽5000円で20000羽出荷すれば1億円産業になると単純計算したものでしたが、年間3000羽止まりで推移してきました。特産化というのは難しいものです。

今儲かる農業は何かといえば枝豆と言えるでしょう。青森県農業試験場などの研究資料によれば10アールあたり600キロの販売数量として、キロ500円の値段がつけば出荷額は30万円となります。あきた湖東農協管内では反収350キロ程度ですが、単価は良い時キロ600円ですから出荷額は21万円くらいです。しかし生産出荷経費もかかりますから手取り額は15万円程度でしょうか。

作付け体系は大豆と同じです。耕起し播種する。これは水稻よりも手間がかかりません。経費は種子代と燃料費と除草剤費くらいです。10アールだと2万円位でしょうか。課題は収穫です。手作業だと、ほ場で枝豆を根ごと引き抜いて軽トラで運び選果場で脱莢することになりますが、重労働ですからこれを農家は嫌がります。枝豆が収益性があることは皆知っていますが、この収穫作業に難儀するので敬遠されます。

この収穫作業を機械化し能率をあげれば取り組む農家も増えると思います。いま枝豆コンバインが開発されていて、枝豆を引き抜かないでサヤだけ収穫できるようになっています。これだと、ほ場からえだ豆のサヤだけ入ったコンテナを運搬するだけでよいのです。いままで根ごと引き抜いて軽トラで選別場に運んでいた方法と比べると格段の能率と省力になります。

枝豆は大豆と同じで湿地を嫌います。水はけのよいほ場を作るには団地化をしなければ

ばなりません。以前は増反地に増反集団ごとに大豆団地を作ったものでした。収穫量も多くなり機械作業もしやすくなりメリットは多いです。今この構想を提唱する農業グループがあります。枝豆コンバインを導入して低料金で作業委託できれば作付け者も助かります。儲かる農業を考えるとこういう構想を農家、作業グループ、農協、町が連携して話し合う、いわゆる農業座談会を行ってみることを提唱します。必ず得るものがあると思います。

昭和60年当時一日市地区では町、農協、農業委員会、土地改良区、農家皆で毎晩夕食をほおぼりながら団地化の話し合いをしたのが懐かしく思い出されます。町の基幹産業である農業にいまひとつテコ入れをお願いいたします。

関連しますが、今年春先に「稲作農業体質強化緊急対策」という事業の案内が来ました。私が入っている集落営農の平成営農組合は「土壌診断を踏まえた施肥の実施」と「生育診断を踏まえた施肥の実施」の二つのメニューに取り組み、計画面積20ヘクタールで41万円の助成金をいただきました。特に生育診断についてはたいがいの農家が7月中旬頃に行っている茎数調査、幼穂調査ですから特段難しい補助事業ではありません。しかし4月当初は難しそうだと言うことで尻込みした農家が多かったようです。この事業に取り組んだ集落営農組織と認定農業者はどのくらいいたのでしょうか。そしてその面積と助成額を教えてください。

最後に今年の産地資金はどのくらいになるのでしょうか。大豆の場合26年度は10アールあたり37,000円でした。それで大豆はお金になるということで27年度の大豆作付が増えたようですが、農家の間では今年はいぶ減るよだという話が広まっています。できれば機会をとらえて国の農業助成金の単価や制度を教えていただければ安心感が出ると思います。特に産地資金は俗に山分け資金と言われていていますからもらう人が多くなれば単価が減ります。その辺が農家にはよく伝わっていないような気がします。農家説明をよろしくお願いいたします。

以上の2点について、ご答弁よろしくお願いいたします。

町長 畠山菊夫

石井議員のご質問にお答えします。

選挙権年齢を現行の「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる改正公職選挙法が今年6月成立し、公布されました。来年夏の参議院議員通常選挙から適用される見通しで、全国で18歳から19歳の約240万人が新たに有権者に加わるようになります。本町では、平成28年7月1日現在として試算した場合、87人が新たに有権者に加わり貴重な1票を投じることとなります。

石井議員の言われる通り、本町での投票率は年々低下しており、直近の平成26年12月に実施された衆議院議員総選挙の本町の投票率は58.82%と過去最低となっております。新有権者はもちろん、全有権者に対し、選挙権を行使するよう町選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会が一体となって啓発活動をしてまいります。なお、新有権者に対しては、選挙に関心を持ってもらうため、八郎潟駅前での街頭での啓発活動等を行う予定としております。

また、石井議員ご指摘のとおり、高校を卒業後、県外へ進学し、住民票を異動せず県外へ居住した場合、住民票のある選挙区での選挙権はありますが、住民登録していない地域での選挙権はないこととなります。さらに、住所については、最高裁判所の判決により、「修学のため寮、下宿等に居住する学生・生徒の住所は、特段の事情のない限り、その寮、下宿等の所在地にあるものと認められる」とあり、実際に生活の拠点となっている場所を住所とするとされていることから、町に住民票がある学生であっても、住所が町外にある学生等については、選挙権自体はあるが、選挙人名簿に登録することができないこととなります。そのため、このような事態とならないよう、町選挙管理委員会では、定時登録時と選挙登録時の際に学生調査を行い、選挙人名簿に登録できない学生等については、この旨を伝えて、住民票を移すよう連絡しているところであります。

なお、えきまえ交流館「はちパル」の開館に伴う期日前投票所の変更、第4投票所となっている昼根下児童館の老朽化に伴う投票所の変更、区割りの変更等、有権者が投票しやすい環境をつくるため、現在、選挙管理委員会で検討しているところです。決まり次第、議会へ報告するとともに、町民の皆様へ広く広報活動を行い周知してまいります。今後も、有権者一人ひとりが貴重な1票を行使できるよう啓発・啓蒙活動に取り組んでまいります。

次に儲かる農業を考えるというご質問にお答えします。

T P P環太平洋連携協定につきましては、議員ご指摘のとおり、備蓄米の運営を見直すとしておりますが、想定される影響は、①価格の安い輸入米が入ることによる、米価全体の下落懸念、②低価格帯の業務用を中心に競合し、国産米の需要が奪われる懸念、

③後年度に於いて、買い入れされた備蓄米が主食用以外に放出されることに伴う、加工用米等の生産への懸念が挙げられております。将来に渡って、安定的な農業経営が行えるよう、国に要望して参ります。

枝豆栽培についてであります。26年度迄の3年間で農業基盤整備促進事業等により、農業基盤の体質強化を図り、転作等に適した圃場への整備が進んでおります。枝豆ハーベスタ等の導入につきましては、夢プラン事業等で対応出来ますので、ご相談頂きたいと思っております。団地化・作業受託については、JA及び生産者と協議し、所得向上に繋がる仕組みを構築したいと思っております。

稲作農業体質強化緊急対策事業については、米価の下落対策として、平成27年産米の生産コスト削減計画を作成し、体質強化を図る事業であります。計画作成者は46件、うち認定農業者40件、集落営農組合4件、法人2件で、取組面積309ヘクタール、助成額636万円の実績となっております。

産地交付金につきましては、予算議案として提出いたしました。国の予算配分額以上の水田活用の取組があり、水田フル活用ビジョンの10アール単価では、大豆の2ヘクタール団地が30,590円、50アール団地が22,680円、枝豆が30,430円と約4割減の単価調整することに成りました。事業についての説明不足があり、今後水田の利活用を推進するためにも、今年度限りではありますが、水田フル活用ビジョン単価との差額を町単独で補填することと致しました。

単価減額の対象となる農業者には、12月17日からの3日間で、産地交付金の仕組み等について、減額及び差額について、来年度以降についての説明を実施いたします。以上でございます。

4番 石井清人

ご答弁ありがとうございました。選挙権のことにつきましては、ご答弁のとおりだと思います。いま高校でも、選挙と政治について学習しています。ですが、それとは別に投票を呼びかける工夫や危険を少なくする啓蒙は、選挙管理委員会の仕事だと思います。どうかよろしく願いいたします。

それから農業の質問ですけども、私も農家なんです。田んぼに行って農家の方とお話すると、もう少し説明があってもよくないかということが聞かれます。緊急対策事業につきましては、いま答弁あったとおり46件で309ヘクタール、636万円ということなんです。認定農業者は75くらいでないかな、集落営農は4、法人もありますから、それからするとやはり取り分が農家はやや少なかったのかな、という風に感じます。

これも1回目の募集の際はあまり手上げがなかったんです。それから後になって農政事務所から直接個々に電話があつて、どうか取り組んでくれないかということで、これはTPPがらみで国も補正を置いたものだから、予算消化の意味もあつたものだから、願われてやったような方々も多かったようですが、やはり町に、農家にお金が入れば、それが結局循環して動いていくのだから、いかに町に金を落とさせるか、ということを考えれば、その最初の時点で説明会があつても良くなかったかなと、例えば日曜日の日中でも良いし、平日の夜、1時間か2時間、役場で説明が難しかったら農政事務所から来てもらうとか、ご足労かけて説明してもらうとか、するとまず農家の納得というか安心感が一つ出たのではないかなというような気がします。これが田んぼでのよく出る話です。

それからもう一つ、産地交付金、これは水田の直接交付金の中で主食米と大豆については固定単価ですけども、私も昔は産地交付金、国から配分された金額を対象面積で割るから固定した金額ではないよ、という記憶があつたんです。ですが再生協の委員の方に聞くと、大豆は5万円と書いてあると、所が2万円下がれば1反歩だと2万円、1町歩20万円、5町歩で100万円、10町歩持てれば200万円減る、これは大変だという話が出てあつたんです。ということから町長の大英断で補てん分計上してくれましたので、農家にとっては大変朗報であつたんですけども、ただやはり単価固定でなければ5万円以内とか、そういう説明でもよかったのではないかな、そういう気がします。そこら辺のいきさつ、わかれば教えて下さい。

町長 島山菊夫

いま担当からもお話しさせますけども、この度は農家の皆さんだけでなく町民の皆さんに、説明不足ということで大変ご迷惑をおかけしました。先程、石井議員さんお話しされたように、昔は農業座談会というのがありました。私もいま農協座談会に町も一緒になって出向いて説明したらどうかということで、指示はしております。そうした中で、補助事業セイフティネットができる対象農家の皆さんには、やはりそういう説明もしっかりしながら取り組んで行くということが一番大事だと思っております。この度は

書いたものはあるにしろ、説明不足であったこと本当に申し訳なく思っております。

産業課長 加藤貞憲 いま町長が述べましたとおり、説明不足があったと認めております。農家の皆さまには、本年2月に営農計画書の提出の際にパンフレットと一緒に、地域農業再生協議会からの情報といたしまして、平成26年度産地交付金の活用実績の金額等を提示しております。ただし、その下の文なんですけれども、平成27年度においては国との協議により、面積用件・単価など、上記の用件から変更となる場合があります、という注意書きはしております。

ただこの注意書き、記載しただけであって説明が不足しているということで皆さまから指摘受けております。この件につきまして、町長から指示もありましたとおり、今後農協さんの行っている座談会と、またはその座談会に出席できない場合、町独自に説明会を開きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

4番 石井清人 答弁ありがとうございました。農家に限らず誰も色々な説明や書いたもの、自分に都合よく解釈してしまう傾向があるので、やはり紛らわしかったり微妙なものは、よく説明してくれたらと思います。書いてしまうとそうだと思います、それがまた広まっていくということで、結局抜き差しならなくなる場合もあります。農業に限らず町の仕事は大変なんですけれども、めげずこのあとも頑張ってもらいたいと思います。ありがとうございました。これで終わります。

議長 三戸留吉 これにて、4番 石井清人君の一般質問を終わります。
ここで10分間休憩します。

(午後2時20分)

(休憩)

(午後2時30分再開)

議長 三戸留吉 次に、8番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

8番 北嶋賢子 8番 日本共産党の北嶋賢子です。

3項目の通告をしております。7番手なので、いささか疲れてきました。誠心誠意質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

1番、五城目・八郎瀧インターから道村大川線への接続について

月末の日曜日は、はちパルでの軽トラ市。半年も経つと、高岡フラワー&ベジタブルの仲間たちも、だいぶ板についてお客様とも顔なじみになってきました。退職後の生きがいとなった学校給食の野菜作り、安心・安全な野菜をもっと多くの人に勧めたい。交流人口を増やすためにも、インターから道村大川線への接続についての進捗過程は、ということで1つ目の質問とさせていただきます。

はちパルオープンのおもしろ市場、5月の2日間は17,000円、6月は5,000円、7月8,000円、8月はお盆があつて14,000円、9月が7,500円、10月が産業祭とあつて14,300円の売上でございました。11月は1,300円でございます。7ヶ月で67,100円の売上で、客層を見ていると限界だな、これで頭打ちかなと思いました。ですからやはり、他からのお客さんを誘導してもらうためにも、インターから道村大川線の接続についての進捗過程がどうなってるかお尋ねします。

2点目は、TPPは日本の農業をどこに導くか

これは、請願でも話しましたが、TPPの大筋合意を政府もマスコミも決まったように報じていますが、大筋合意は最終合意ではなく、TPPとの戦いはこれからが正念場です。いつの間にか旗振り役になっていた日本政府、TPP協定文書の作成には各国が協定文書に署名、各々の議会で承認批准してTPP協定発効、発効には域内の80%以上を占める日米の国内手続が終わらない限り、発効はできない仕組みになっています。農業分野で大幅な譲歩により合意したTPP、明らかに国会決議違反と思いますが、これが質問の1点です。

そして主食米を輸入するから農民には飼料米を作れ、このように言っています。5番さん、3番さん、4番さん、そしてこの後の7番さんもTPPの質問をされております。国の言うとおりではなく、町としての生き残りをかける方策、アイデアも必要だと思いますが、ということでこれが2点目です。

3点目は、原発の再稼働をやめ自然エネルギーの活用を

秋が終わり、夫の実家に米と野菜を積んで実状を見てきました。国や東京電力は、年間被曝線量限度20ミリシーベルト以下は被害とみなさないという方針で帰還を進めています。どうして20ミリシーベルトなのか。20ミリシーベルトは国際放射線防護委員会で、緊急時被曝状況の下限とされている数値です。政府は20ミリシーベルトを基準にし、これに基づいて避難指示区域の早期解除、精神的苦痛や営業損害の賠償、住宅無償支援の打ち切りなどを行おうとしています。

福島では、小児甲状腺ガンが2015年6月30日現在で137人診断され、未受診の子どもたちを合わせると、更に50人はいるであろうと推定されています。実家の甥には子どもが3人、姪には2人います。帰還困難区域になるほど原発に近く、放射線の中を逃げ回っただけに心配しています。

莫大な原発電源三法交付金の原発景気で、工務店の親方として肩で風をきっていた2つ年上の兄は、避難先で脳梗塞になり、かつての見る影もありません。私たち夫婦は故郷を奪われた家族の一員として、原発の危険性を訴えて行く義務を感じています。自然からのエネルギーを大いに活用し、子々孫々に負の遺産を残すこととなる原発の再稼働は、即やめるべきだと思いますが。

3項目の通告といたしました。ご答弁よろしくお願ひいたします。

町長 島山菊夫

北嶋議員のご質問にお答えします。

主要地方道秋田八郎潟線の延伸は、町民の生活、観光、産業振興等重要な路線であり、駅周辺の交流人口を増やし、賑わいを創出する意味でも必要不可欠と考えています。

協議は重ねておまして、去る11月26日、仙台運輸局で事前協議を実施しております。踏切の必要性及び現段階の構想について、説明しました。設備面と保安面の課題について協議を行い、保安面にいくつかの課題があるため、課題の解決に向け、県と連携してJRと協議を進めたいと思っております。

次に、TPPは日本の農業をどこに導くかという質問ですが、TPP環太平洋連携協定につきましても、重要5品目の聖域は死守するとの事でしたが、交渉の過程に於いて死守することは出来なかった事は、大変残念に思います。今後、国会承認手続きの運びですが、譲歩した部分についてどの様に議論されるのか、国に対して要望して参ります。

経営所得安定対策事業を中心として、現在は米政策等を実施しております。平成30年度には、生産数量目標、及び米の直接支払い交付金が廃止されますが、食料・農業・農村基本法により、国は食糧の供給、農業の持続的発展、農村の振興等を、基本計画を元に実施することとしております。国や県、町の制度・政策を農業者へ情報提供し、説明し対応して参ります。

次に、原発の再稼働をやめ自然エネルギーの活用をというご質問ですが、今年8月、鹿児島県にある九州電力の川内原子力発電所1号機が再稼働しました。川内原発の再稼働は、2011年3月の東京電力福島第一原発の事故を受けて発足した原子力規制委員会が、2013年7月に施行した新規規制基準に基づく審査をクリアした原発運転再開の第1号であり、大きな社会的注目を集めました。未だ、避難所生活を強いられている多くの被災者にとって、復興に向けた取り組みが遅れている中で原発再稼働は、被災者はもちろん、世論も納得しがたいものがあると考えております。

議員が言われるとおり、放射能が人体に及ぼす影響は計り知れないものがあると思います。被爆の恐ろしいところは、日常生活に必要な空気・食べ物・水といったものを通じて、放射能物質が取り込まれるということで、いくら被爆をさげようとしても、そこに暮らす人々が生きていく以上、何らかのかたちで被爆が強制されるということです。

日本は地形的に見て自然エネルギーに恵まれています。例えば、木質バイオマスなどは、林業再生の取り組みと同時に大きな可能性を持つ分野だと考えております。自然エネルギーの推進は雇用の創出にもつながり、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど様々な組み合わせることによって、原発に頼らず十分にやっつけける社会をつくることは可能だと思います。

政府には、被災地の復興、被災者の支援を最優先し、さらに再生可能エネルギー政策を強力に推進するとともに、原発に頼らない社会実現に向け努力してもらいたいと考えております。

8番 北嶋賢子

ありがとうございます。1番に対しては、先が明るくなったような気がします。2番は、国に対して要望していくという町長の考えをお聞きしました。3番は、原発に対する考え方をお聞きしました。

1番なんですが、関連して、この間秋田駅から八郎潟駅までの電車の中で、大きなり

バックを背負った20代位の女性が乗ってきました。「山に行ってきましたか」と声をかけたら、「旅行中です。リゾートに乗ろうとしたら満席だったので、青森まで行きます。」とのことでした。所が乗った電車が八郎潟止まりで降ろされてしまいました。次の電車まで50分あるといいます。「八郎潟にせっかく降りたのだから八郎湖に行ってみようかしら。50分で八郎湖まで行ってこれますか」彼女がそう言うものですから、なんかの縁だからと車に乗せて時間までに行ける所まで行って来ました。駅に戻ってから、「インターから真っ直ぐ来ると、ここに直売所ができる予定だ」と話してしまいました。「だから今度は彼氏と一緒に来るように」と言って、青森行きの電車に乗って行きました。お互い名乗らなかったのも、まるで座敷童に会ったような不思議な時間でした。インターからと、直売所の話をしてしまったものだから、何年先になるかわからないけれども、本当に彼氏と一緒に来てくれたらいいなと思い、取り上げました。

2番は、10月5日に発表したTPP協定の概要で、日本の食品の安全が脅かされることはない、と日本政府は言います。所が私たち女性は、家族の健康を管理する主婦だから、スーパーに買い物に行った時には、必ず遺伝子組み換え食品があるか無いかを見ます。大多数の商品には入っていないと書いてありますが、実際はスーパーの食品の60%あまりが遺伝子組み換えだと言われています。

アメリカのモンサントとカーギルは、遺伝子組み換えの大豆とトウモロコシを日本人には世界で一番食べてもらってる、次は小麦と米だ、その為には全農がじ邪魔だからとカーギルは農協を株式会社化して全農を買収する構想を持つ恐ろしい相手です。巨大な圧力に手を貸すようなことは、決して許してはならないと思います。

生き残りをかけるアイデアの一部として、6次産業があります。昨日、議会在終わってから農協の野菜畑に行き、この間さきかけに漬け物のニュースが出ていたので、その漬け物を見に行ってきました。袋の後ろの材料の説明の中に、唐辛子中国産と書いてありました。せっかく地産物の野菜で漬け物を作ったのに、中国産の唐辛子が入っていたんです。レジにいて、組合員で唐辛子を作っている人もいっぱいいるのに、何で中国産なのかと聞きましたら、地産物を使ったらこの値段では売れません。このように言われました。少しくらい高くても、安心・安全で湖東の野菜畑まで買いにくるんです。それなのに中国産の唐辛子が入っていたらがっかりすると思います。生活課の課長が女性になっておりますので、今度その課長さんとも少し話がしたいと思います。

我が家では、浦大町の米は美味しいと自負してるわけですが、50袋の飯米を残します。家でも食べますが、次男の家でラグビーと野球をやっている子どもたちがおりますので、家よりも多く食べます。そこと、他にもずっと家の米を送ってる人たちがいますので、米に名前を付けたいと思いアイデアを考えたら、私たちが今12代目なんです。12代りざえもんあきたこまちと書いたらどうだ、と家族の中でそういう話になりました。ですから、やはり小さな町だから、アイデアを出し合ったら色々なアイデアが出ると思います。この農業をどうしたら発展させていけるか、アイデアを募るのも一つの案だと思います。

3番目は、常磐道が全線開通しました。これまでに3回通りました。でも浪江から富岡までは、通過するのみです。そしてオートバイは通行禁止になっています。直接風にあたるものだから、オートバイは通行禁止になってます。そして浪江から富岡までの高速道路の上から見ると、本当に荒れたままの状態になってます。ですから私はこの状態を、事故が起きたらこうなるんだ、ということのを他の議員さんたちにも見てもらいたいなと思ってます。

そして帰り道、気仙沼大島の休暇村に立ち寄りしました。大島港は土台だけ残ってて、コンビニだけがありました。そこは商店街だったそうです。休暇村の職員が当時の話をしてくれました。そしたらそこに関東からの10人の女性の買い物グループがいました。八戸から南下して三陸沿岸の復興のために、ということでの買い物グループでした。私たちにこれしかできないと言っていました。同じ休暇村の会員同士なので、とても気が合いました。福島原発事故からのこれまでの経過をその皆さんに話をしました。そしたら身を乗り出して聞いてくれました。テレビやなんかで見たり聞いたりしてはいるけれども、生の声を聞くのは初めてだと言われました。先程言いましたように、私たち夫婦は故郷を奪われた家族の一員として、これからも原発の危険性を訴えてまいりたいと思います。

1番は、おもしろ市場、2番は、TPPに負けない食の安全、3番は、自然エネルギーの活用、共に町民が安心・安全へと繋がっていく問題に今回なりました。覆い被さってくる得たいの知れないものがあるわけですが、行政の力もいただきながら今後も農作業、学校給食の野菜作りにと頑張ってもらいますので、どうぞよろしくお願いいたします。

敢えてご答弁はおりません。ありがとうございました。終わります。

議長 三戸留吉 これにて、8番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。
次に、7番 伊藤秋雄君の一般質問を行います。

7番 伊藤秋雄 お疲れ様です。議席番号7番、セブンです。なぜかまた今回も昨年に続きまして、ラストエイトになりました。どうも本当にお疲れ様です。今回、質問の時間をいただいたことに対して、心からお礼を申し上げます。
さて、今回の私の質問は2問です。午前中2人、午後から2人、農業政策TPP対策について、4名の方から質問が出ました。その中で、私の通告している質問が多々ありました。かち合っているところがあると思います。自分なりに内容を変えながら質問しようと思っておりますので、よろしく申し上げます。
なお質問は一問一答ですので、当局が答えることができない場合は、担当課長から答弁をよろしく願いいたします。
それでは私から、表題1、今後の農業政策とTPP対策について質問いたします。
昨今、米を始めとする農産物価格の大幅下落、農業就労者の高齢化、大規模農家等担い手不足、経営悪化が深刻化している中で、重要な農産物が例外無しに関税が撤廃されれば、日本全体の農業への影響はもちろん、地域経済・国民生活に与える影響は甚大である。中央会始め、全農、JA関係など国民の圧倒的多数が4～5年前から大規模な反対運動を展開してきているにも関わらず、10月5日環太平洋連携協定いわゆるTPP参加12カ国で大筋合意し、署名発効に向けた国内手続を進める段階に入りました。発効されれば今後輸入が増大すると共に、生産者への打撃が予想されます。また、農業や漁業などの国内生産者は激しい競争を強いられ、農家の将来が不安視されるTPP協定であると思います。
そこで、1として、本町に与えるTPPの影響は。現状を踏まえ本町の独自色は何か。財政面に対しての影響は。また、TPPで減額になった場合、町独自の農産物はどうなるのかお伺いします。

町長 島山菊夫 伊藤議員のご質問にお答えします。
TPPが与える影響は、非常に大きいと思います。今後、国が詳細な影響試算を公表した後、それに基づき県に於いて影響額の試算が行われる予定となっております。
財政への影響等については、現時点では数量等など把握できておりません。将来に渡って、安定的な農業経営が行えるよう、国に要望して参ります。

7番 伊藤秋雄 ありがとうございます。現時点では把握してないということでしたので、今後様子を見ていきたいと思っております。
それでは、この前の県議会でこんな質問がありました。25年の統計によると農業所得、農家所得について、本県の農業所得は100万円で全国平均が132万円、東北が133万円、本県は下回っている、しかし、農家所得は本県が308万円、全国平均が286万円、東北が285万円という話がありました。本県は他の職種でカバーしている現れではないか、そういう発言がありました。本町の農業所得と農家所得の統計はとっておるものでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 今の伊藤議員さんのご質問にお答えいたします。産業課では、農業生産額・農業所得については算出及び資料を持ち合わせておりません。ただ私いま持っているのは、平成24年度の秋田県市町村経済計算年報という統計調査したものはございます。これは秋田県のホームページ上で掲載しているものであります。その中で、本町の24年度の農業生産額であります。6億7千400万円となっております。なお本町の総生産額が130億6千200万円となっておりますので、率とすれば小さいかも知れませんが、我が町の主管産業として携わっている農家の方々もかなりの人数でございますので、この点に付いてはただ単に、この生産額、所得がそのまま記されるかどうかについては、差し控えたいと思っております。
それから、所得額でございます。これについては、あくまでもその町の所得額ということで提示されております。本町の農林水産業における所得額でございますが、2億3千万円となっております。単純に農家人口で割りますと、6,359名ということで、この経済年報では本町の人口が示されておりますので、本町人口で割った場合は一人当たり3万6千円という数字となります。これはあくまでも数字上でありまして、うちの方で調べているものではありません。

- 7番 伊藤秋雄 大変低い水準だなど、あくまでも県の資料と見受けられますが、大変だなど思っております。それで、ちょっと思考を変えていきたいと思っております。去年は米価が大幅に下落しました。そしてまた農家収入も大きく落ち込みました。今年は米価の値段がいくらか上がり、その上、天候に恵まれて作況指数103のやや良、県中央部では570キロと報道されて、農家の喜びも一時的にありましたが、環太平洋連携協定により10月5日合意した、農家の方は大変不安視しております。
- かつて細川内閣の時、国家貿易ミニマムアクセス最低輸入額77万トン、今回のTPP合意が7万8千400トンと輸入が拡大されれば国産米価は想像以上に下落すると思う。
- そこで今後本町では主要農産物に対し、町独自で今回のような補助対策を将来的に考えることはできないかということでお尋ねします。
- 町長 畠山菊夫 国は、米について備蓄米の運営方法の見直しにより、主食米の総量を増加させない対策を検討しておりますが、想定される影響については、先程、石井議員の質問でもお答えいたしました。3点上げられております。
- 町としては、経営所得安定対策により対応し、町単独事業の水田利活用支援対策事業交付金等を継続実施して参りたいと思っております。
- 7番 伊藤秋雄 なるべく農家の収入も少なくならないように、また町の財政も少なくならないように、行政から手助けしてもらえればありがたいと思っております。よろしくお願ひいたします。
- 次に2点目です。本町ではTPPにどう向き合うのか、また対策は。
- 本町の1次産業は農業であり米が主体であり、TPPが発効されれば、米国5万トン、オーストラリア6千トンを設定、3年は維持した後、段階的に増やし、13年目以降は米国7万トン、オーストラリア8千400トンとすることになっている。本町はTPPとどう向き合うのか政策についてお尋ねいたします。
- 産業課長 加藤貞憲 伊藤議員さんのご質問にお答えいたします。TPPの農業への影響についてなんですけども、先週の11日、国から秋田県の各団体に対して説明会を行いました。行いましたが、国の農林水産省のホームページに掲載してあります説明会資料の説明でありまして、各農産物に対する影響試算というのはまだ提示されておられません。12月中に影響試算を国では示します、ということでありましたので、1点目の質問でもお答えいたしました。その資料の提示あってから県が独自に影響試算を計算するという事になってます。それと先程町長も申しましたが、備蓄米の運営方法を変えて、できるだけ主食用米の影響を少なくするという事で、国では考えております。
- それとミニマムアクセス米の件でございますが、実際、数量によりまして関税がかかってます。実際の金額は60キロあたり2万円を超える金額となっておりますので、特定の米、タイ産の長粒種、カレー屋さんなどで輸入しているようですけども、そういう部分的な用途に片寄っておりますが、実際、入札制度を行っていても全量の入札昨年度もなされておられませんので、今回のアメリカ、オーストラリアの米については、その数量は輸入するという事しておりますけれども、それ以外のミニマムアクセス米については、数量が決められたから全量輸入するというものではありませんので、そこら辺だけは分かっていたかと思っておりますのでご了承願ひします。以上です。
- 7番 伊藤秋雄 私はよくホームページ見ます。そうしたら今回、県の農林業センサスが出ておりました。町でも1月か2月頃、そういう統計は取ったと思っております。町の方に聞いたら、まだ発表する段階でないということですが、県のは朝と昼のニュースに出ておりましたが、町ではまだ統計が出ていないのかそこら辺お願ひします。
- 総務課長 渡部博英 ご質問にお答えいたします。農林業センサスにつきましては、今年2月1日現在を基準日にして調査を実施しております。秋田県の概要数値が11月27日公表となりました。本公表日につきましては、まだ未定となっておりますけれども、来年の2月か3月に本公表なると考えております。なお県の方からは、公表前なので情報管理の徹底と情報漏れがないよう、くれぐれも注意してくださいということで指導されておりますので、町では公表していません。
- 7番 伊藤秋雄 町では、県からの指導で公表してないということですが、これ2月か3月頃になれば出るということですが、早く農家の方や私たちにも配付してもらいたいと思っております。
- なぜかという、やはりこの前の県のをみると、5年前と今現在とかなり農家数も減

ってるし、農業に携わってる人もすごく減ってるわけです。午前中も出ておりましたが、耕作放棄地もかなり大変な数値になってるなと思いますので、そこら辺よろしく願いいたします。

もう一度、農政課にお尋ねいたします。いまの農業センサスでは、県の全体の耕作放棄地は、9,590ヘクタール、そして5年後に2,179ヘクタール、29%増加しているということが出ておりました。高齢化が進み離農する人が増えているんだなという感じがしておりますが、現在本町では放棄地はどのくらいあるのか、町の農業委員会では放棄地に対して勧告しているものか、もししているとすれば何件くらいあるのか、そこら辺を教えてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

産業課長 加藤貞憲 ただいまのご質問にお答えいたします。27年度分として管内の農地面積が813ヘクタールそして今回、利用状況調査と申しまして耕作放棄地その他の部分について調べているものが1.5ヘクタールでございます。そのうち遊休農地として今後とも耕作することが不可能であろうという面積が0.4ヘクタールでございます。

それと意向調査でございますが、解消するために必要な面積等もでございます。これについては、自己保全という部分もでございますので、一概に全て耕作放棄ということではできないと思います。なお今回経営所得安定対策において耕作農地の面積のトータルなんですけども、これについては約5.3ヘクタールでございます。なお今後とも自己保全であっても、経営所得安定対策の中では3年以内に何とか作物を耕作するよという事で文書差し上げておりますので、今後ともそのように指導していきたいと思っております。

7番 伊藤秋雄 なるべく耕作放棄地をなくして、色々な作物を植え付けて、少しでも収入を上げるようなことを指導してもらえればありがたいなと感じておりますので、勧告などなければいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、農家の方からこういう話が出てきております。「うちは後継者がいない、現在田畑はあるが自分の代で守っていききたい」3~4ヘクタールの人が言っていました、そういう人に対して今後どういう指導をしていくのか、そこ辺りお聞きいたします。

町長 島山菊夫 国の助成制度と共に、新規就農者の就農相談から定着まで、一貫したサポートを県とタイアップしながら、きめ細やかに対応いたします。

担い手には、農地中間管理事業等を利用した集積による規模拡大を促進いたします。生産基盤の強化については、農業基盤整備促進事業等を実施してまいりました。また、土地改良区が行う整備事業を支援し、効率的な生産基盤構築の支援を実施してまいります。

7番 伊藤秋雄 いまの問題で、農家戸数から専業農家から追って行って、最後に、本当にTPPがくると本町の将来性はどうか聞きたいと思っておりますので、農家戸数も減ってきて経営者も高齢化ってきて、耕作放棄地も出て、色々出てきてるわけです。そうなれば町自体は将来的にどうなるのかな、ということを知りたいと思っております。

産業課長 加藤貞憲 平成25年の3月議会において、TPPの影響試算ということで、秋田県の影響試算値を提示いたしました。その時には生産量の約9割が打撃を受けるということで、試算表をお出ししておりました。今回TPPの妥結の中で、主食用米及び米について、関税は残すということになってます。ただし先程も申しましたとおり、アメリカ、オーストラリアの米製品輸入するということになってますけども、影響はないとは申しませんが、25年3月に提示した9割生産額が落ちるような施策にするようなことは、国ではやらないと核心しております。そうでなければ食糧自給率その他すべてダメになってしまいますので、そのようなことはないと考えています。

それと本町における、また湖東農協管内におけるの青果物についても、青果物に対する影響は非常に少ないと考えております。本町これからの農業についてですけども、TPPがあっても農家が継続して営農やっいけない状況にはならないように、これは我々の責任でもあるし、国会でもその点については十二分に議論されると思っておりますので、よろしく願いいたします。

7番 伊藤秋雄 ちょっと明るい答弁ができました。力強いなと感じておりますのでよろしく願いいたします。

それではNo.1の3として担い手問題について質問します。

農家の高齢化による規模拡大の難しさや、後継者不在を不安視する声があがっている

中で、生産基盤の強化、担い手確保はどのようになっているかお願いします。

産業課長 加藤貞憲 担い手のことでございますが、先程伊藤議員さんがおっしゃられました農林業センサスの前回値22年の調査結果でございますが、八郎潟町で後継者のいる農家ということで数字がでております。農林業センサスでは、農家戸数が363戸のうち同居後継者がいる農家は173戸となっております。

例えばこれについては、兼業農家で息子さんが勤めをしながらということで、いずれ自分の農業をやってくれるだろうという方も含めておりますので、完全に自分がリタイアした後にやってくれるという戸数とは離れている部分の数値があると思いますので、これは情報という部分で留めておきたいと思います。

7番 伊藤秋雄 私の提案ですが、担い手不足についてですが、ただ待っているだけではダメだと思います。今テレビなどでも色々なことが言われております。若い人はまだたくさんおると思っています。ある町では会社を定年退職する人に対して、故郷に帰って来ないかと、手紙や電話をしている町があるようです。私の義理の弟ですが、東京に勤めておって、そうしたら五城目町から電話がいったようです。今度定年になったら町に帰ってきますかと。そういう風に心配りして、色々な人を町に呼ぶことができると思います。

私が今言ったのは、人材の発掘、都会で働いている若い人にAターンしてもらうような啓発活動、あるいは担い手サポート事業を創設してPR活動することなどできないものか、また担い手プランの策定もする必要があると思うが、その点どう考えているのかお尋ねいたします。

町長 畠山菊夫 就農してもらう方にとっての受け皿が1番で、受け皿となると個人経営ではなかなかできないわけで、いわゆる集落・集団・協働という取り組みがなされていけば、そういうことも可能だと思います。これからもそういう組織作り、これが一番大事だと思いますので、そういう取り組みはしていかなければと思っています。

7番 伊藤秋雄 ぜひ行政側もそういうことに積極的に取り組んでもらいたいと思います。

それともう一つ、何回もみんなから出ておりますが、町の基幹産業は農業ですので、やはり町民からいただく税金と農家からいただく税金と色々ありますが、やはり経済効果を高めるためには、国・県・町の情報を常に細かく農家に情報発信してもらいたいものだと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは4番の本町の6次産業の取り組みということで、お願いします。

町長 畠山菊夫 これまでも答弁しておりますけれども、意欲のある農業者・農業生産法人に対して、県の6次化サポートチーム、農業公社のサポートセンターと連携し、事業化まで総合的にサポートしてまいりたいと思っています。

7番 伊藤秋雄 ありがとうございます。私は25年の12月にも6次産業を取り上げております。あまり積極性がないような、期待できるようなものがないな、ということで今回また取り上げております。ということは本町では6次産業といえるのはマガモだけですか。そこから辺お願いします。

産業課長 加藤貞憲 実際みなさん思っていると思いますけども、例えば漬物加工販売というのは、農家のお母さんたちが実施して直売所等には出しておりますけども、6次産業化とまではしていない現状です。現在6次産業化まで向かっているところといいますと、マガモ生産組合だけということになります。

7番 伊藤秋雄 いまマガモ生産組合だけということですが、この前、大潟村でドジョウを作っている人がおります。テレビでも色々料理したりしてるところ放映されておりましたが、我が町でもドジョウを出荷している方がおります。そういったものに対してはどうなのか、という感じがいたしますがどうでしょうか。

町長 畠山菊夫 やってる方はおります。私たちも経営内容とか経営規模とか勉強不足でありますので、これから地方創生の関連でも、そういう取り組みありましたら私たちも積極的に応援していきたいと思っています。

7番 伊藤秋雄 ありがとうございます。やはり町の独自性といいますか、他の町村でやっていないこ

とをやったり、色々やってまた町でも手助けしながらやっていくのも、6次産業の独特でないかと、例えば1次産業・2次産業・3次産業が一本化になって始めて6次産業できると思っていますので、そこら辺色々考えながらやってもらいたいと思っております。

それでまた先回と同じようなことを質問するわけですが、本町は今言ったとおり農産物を生産する1次産業、それから加工する人など一本化しながら、例えばJAの婦人会、商工会の業者、また農産物の生産者、加工者、栄養士などを交えての町独自のプロジェクトを作りながら、6次産業の開発をすることも必要ではないかと思っております。

先程から出ておりましたが、例えば枝豆、群馬を抜いて日本一になった。あとは米粉、色々あると思います。そういったパンフレット持っておりますが、そういうのを見ながら、栄養士を交えながら「おらほのレシピはこういうもんだ、6次産業はこういうもんだ」ということを、独自性をつくるのも必要でないかな、ただくるだけではなく、こういう人がやったから手助けするのではなく、町独自のものもやってもらえればありがたいなと思っておりますが、その点については町はどう感じておりますか。

町長 畠山菊夫 これから色々、例えば起業家、農業の分野でも起業家の皆さんこれからおると思っています。例をいいますと、例えば隣ではジュンサイをやっています。ジュンサイは池を利用してやっておりますので、ほとんどが殺虫剤これをやっております。そうでなくて水耕栽培、ハウスの中で栽培することも可能だと言っておられるかたもおりますので、そういう風な取り組みもおもしろいんじゃないかなと思います。

いずれ色んな取り組みなさる皆さんには、地方創生の中で町の支援でできるものあれば積極的に支援してまいりたいと思っております。

7番 伊藤秋雄 ありがとうございます。5番目に入る前に、ちょっと参考までに、産業課長さんはみてると思いますが、大潟村ではこういう基本的な構想を立てております。「大潟村農業チャレンジプラン、たくましい大潟村農業の創出をめざして」というのを作っております。ページ数約22ページで、見ると本当に大潟村でできるような事ばかり書いてありますので、そういうのも参考にしてもらいたい、ということもお願いしておきます。

またもう一つは、私はよく言ったことありますが、寒冷地でもミカンを栽培できないか、例えば浦大町の高台あたりでできないものかなと冗談で話したら、そういうのをインターネットで見たら、もうこれは山形県でミカンを作っています。そして山形県の知事がこれに対してすごく意欲を燃やしているそうです。それで庄内地方と飛鳥で、もう5年も前からやって3年前に始めて収穫したそうです。そういう時代も来るんじゃないか、温暖化がどんどん進んでおります。そういう面で我が町でも将来的にこういうものもくるのかなという感じ、私も受けております。これは参考ですので、よろしく願います。

それでは5番として、2016年産米生産数量目標が、11/30農水省より発表になりました。このことについても色々何人かの人から出ておりますが、そのことについて本町では、転作率はどうかであったのか、これももうだいたい聞きましたので、パスしていきます。

それから転作率100%達成しなかった場合は、ペナルティやデメリットはあるものでしょうか。そこの辺り願います。

産業課長 加藤貞憲 今現在はございません。

7番 伊藤秋雄 そうすれば、別にやらなくてもいいということですか。

産業課長 加藤貞憲 経営所得対策に申請する方については、必須条件でございます。それ以外の、所得対策に対して加入しない、自分で全て作って全て売るという方は、その施策に乗らなくていいということになってます。

7番 伊藤秋雄 農業関係もう一つ質問いたします。先程も他の議員さんにも答えておりましたが、町の特産品、これだというアイデアはないものでしょうか。考えておりませんか。

町長 畠山菊夫 特産品となると大規模にやらなければ、なかなか生まれてこないのかなと思っております。色々私も考えておりますけども、基本的にはTPP対策どうのこうのとありますけども、基本的にはうちの町は米作りに関しては、この地区ほど条件の良いところはないかと思っておりますし、美味しいお米も作れるところだと思っております。ただ近い将来、現在の年金農家の皆さんは、高齢化に伴い誰かに委託しなければいけなくなります。そうしたこ

とを考えれば、この先やはり集団化というのは進めていかなければいけませんし、その為にはまた農地の集積・集約はやっていかなければいけません。町も予算を置きながら一生懸命やっていきます。

そうした中で農作物、何が集団で取り入れることができるのか、やはり個人の場合ですとなかなか共同でやるよりはできないわけです。共同でやっても、連作障害も発生しますし、またそれに伴う土壌にお金をかけてまで消毒できるのかということも、個人ではできないわけで、集団化していかなければいけませんので、そういう部分をもっと強力に進めながら農家の皆さんの支援をしていきたいなと思っております。

そうした中で特産品が新たにできるものであれば、それを支援していきたいと思っております。今現在でも色々やっておりますけれども、例えば時期をずらしてタマネギを出荷するなど、計画立てている方等もおりますけれども、成功していただけるように本当に町でもどこかの場面では、支援はしていかなければなと思っております。

7番 伊藤秋雄

前向きな話がありました。ということは、まずネギや水耕栽培もあると思います。そういう色々な面で収入をあげるようなこともできればありがたいと思っています。

時間も迫ってきておりますので、表題の2に入りたいと思っています。

新庁舎建設計画はということで、現在の役場庁舎及び公民館は、鉄筋コンクリート杭基礎工法4階建てで、昭和45年6月7日面積3,227㎡、総工費1億4,894万円で完成、落成式が行われたと聞いています。建物自体は45年以上も経ち、経年劣化、鉄筋の露出、ひび割れ、外壁剥落等何か所もあり、だいぶ老朽化しているのを町民も感じていると思います。

平成23年3月11日東日本大震災の時、議会中であつたが大きく揺れたことも記憶に新しいと思います。その後、昭和56年以前に建設されたということで庁舎の耐震診断調査をした結果が、平成25年1月10日の全員協議会で報告されています。各階においてX方向(間口側)Y方向(奥行側)共に耐震性を確保しておらず、新基準に対して耐震性能が1/2~1/3程度の強度となっているとの説明がありました。また庁舎を補強する場合、必要な耐震壁は約50箇所必要と診断され、その後平成25年8月に副町長を委員長としてプロジェクト委員会を設置して、ワーキングチームを立ち上げているようです。

そこで1として、職員5名によるワーキングチームで、調査検討を作成しているようですが、どんな検討案を作成したのかお尋ねいたします。

町長 畠山菊夫

伊藤議員のご質問にお答えします。

役場庁舎の耐震化については、役場庁舎耐震化プロジェクト委員会を平成25年8月に設置し、今後の役場庁舎の方向性について、会議、視察研修等を実施し、検討を重ねてきました。また、役場庁舎耐震化プロジェクト委員会では、「現庁舎の耐震化」「小学校への移転」「新庁舎建設」といった選択肢について具体的に検討していく必要があるとして、平成26年10月に職員5名で構成するワーキングチームを設置しました。

ワーキングチームでは、三つの選択肢について検討を行いました。現庁舎の耐震化については、補強する場合の耐震壁や鉄骨ブレース等の数が50カ所以上になること、耐震壁により各室が細かく分断され、事務効率や来客者の利用に弊害があると思われること、耐震補強のみに掛かる工事費は概ね5億円の試算であり、その他経年劣化による躯体及び暖房・給排水設備等の補修など膨大な改修費が予想されることなどから、「小学校への移転」「新庁舎建設」の二案について検討を行いました。

ワーキングチームで検討した結果、「小学校への移転」については、小学校は耐震診断において、「耐震性のある建物」という診断結果が出ているものの築39年を経過しており、現庁舎同様、暖房・給排水設備に加え、LAN等の情報設備・トイレ改修・各室の改造費など多額の改修費が予想されること、また、改修後の維持管理費、早期に必要な外部の改修費、耐用年数を考慮すると費用対効果が期待できないことなどから、「新庁舎建設」に絞り検討を行い検討案が出されております。

検討案では、新庁舎のあり方、位置、構造・設備、機能、周辺施設の整備、関連事業の整備、建設時期等が示されておりますが、9月定例会の近藤議員の一般質問で答弁しているとおり、今後プロジェクト委員会で精査し、年度内にはたたき台となる計画案をとりまとめ、議会・町民へ示し、色々なご意見を伺いたいと考えております。

7番 伊藤秋雄

町では3ヶ所ばかり視察に歩いております。その時に木造の新庁舎、また廃校になった学校に移転した場合など、これはメリット・デメリットも考えたものでしょうか。

町長 畠山菊夫 プロジェクト委員会では、地中熱ヒートポンプを導入して木造で新築した八峰町役場庁舎、中学校の空き校舎を改築して移転した小坂町役場庁舎を視察研修したほか、ワーキングチームでは、自治体の庁舎としては全国でも珍しい完全木造で建設された岩手県住田町役場庁舎を視察研修しました。

木造庁舎は、施工期間が短く、ぬくもりがあり、コンパクト化できるメリットがあると考えています。

八峰町役場は、総事業費約8億円、木造2階建て、延べ床面積約2,000㎡で非常にコンパクトなつくりで、冷暖房設備に地中熱を採用するなど環境にやさしい庁舎となっております。

また、岩手県住田町庁舎は、自治体の庁舎としては全国でも珍しい完全木造の庁舎があります。住田町は、人口約6千人で、町の面積の9割が森林となっており、林業が主要な産業の町であります。庁舎は、総事業費約1.2億円、木造2階建て、延べ床面積2,883㎡で、すべて地元の木材を使用するなど、林業の町のシンボルとして建設しております。

次に、鉄筋コンクリート造ではありますが、災害時に強く、耐用年数も長いというメリットがあり、自治体の庁舎としては最も多く採用されているものであり、将来的なことを考えれば一番妥当な建築方法だと考えております。

次に、小学校への移転については、既存施設を有効活用し、コストを抑える面ではメリットがあります。

小坂町では、昭和55年に建設した中学校の耐震補強を平成21年に多額の費用をかけて行い、老朽化した役場庁舎を中学校の空き校舎を改修し移転することを当初から計画していたようです。改修費用は、約5億7千万円、既存施設を活用し、災害時の避難所、備蓄庫など災害対応機能を備えた立派な庁舎であります。しかし、今後、車庫、駐車場等の整備、屋根・外壁・窓等の改修費など多額の費用がかかると聞いております。

本町の小学校も、築39年を経過しており、配管を含め設備も全体に古く、改修に多額の費用が必要なことと、インターネット等の各種配線も不可欠で、大がかりな改修が必要となります。さらに、小学校の躯体構造の面で事務室の配置等にかかなりの制約が見込まれ、屋根・外壁・窓等の補修が早期に発生することが予想されます。

7番 伊藤秋雄 ありがとうございます。私の質問はまだありますが、4つ目のところにいきます。建設に入る前に一番大事なことは、議会や町民に対しての周知徹底であると思います。ということは、経費の面であります。今回の庁舎建てるのは、私たちの町が一日市と面湯が合併してから、もう59年経っております。その間に2回庁舎を建てております。今回が3回目です。そうすると来年再来年になれば消費税が10%になります。そういったことも色々と精査しながらいかないといけないなど感じております。庁舎建てるにしても議会を一番大事に、全員協議会また臨時議会など開いて、その都度資料を出していただければありがたいなと思います。

今回の補正予算でも色々な問題がありますが、そういったことがないように今回は町にとっても一大事業です。この事業は、そういった意味においても、私は良い庁舎を建ててもらいたいし、町民も納得のいくようなことも必要でないか、それで議会にも細かく資料を出したりその都度説明してもらいたいなとこう感じております。

それから町民に対して色々説明もすると思いますが、アンケート調査するつもりはないでしょうか。

町長 畠山菊夫 庁舎建設は多額の財政負担を伴うものであります。議会の皆さま、町民の皆さまの意思が反映されなければなりません。今後プロジェクト委員会で精査し、年度内で取りまとめて来年度、議会の皆さまから計画案についての意見要望をお伺いしたいと考えております。その後、町民の皆さまへ計画案を示したいと考えております。

町民のアンケートは今の時点では必要ないと考えております。

7番 伊藤秋雄 この建設に対しては、だいたいどのくらいの費用がかかると換算しておりますか。

町長 畠山菊夫 費用については、先程ちょっとふれましたけども、鉄筋で10億円くらいであります。鉄筋になるか木造になるか、その他、今後の検討課題です。

7番 伊藤秋雄 それでは最後5番になります。だいたいいつ頃、この時期がいいという目標立てておるかと思いますが、どうでしょうか。

- 町長 畠山菊夫 今後の進め方については、先ほども話しましたが、ワーキングチームから出された検討案について、プロジェクト委員会で精査し、年度内に計画案をとりまとめたと考えております。計画案については、議会・町民に示し、色々なご意見を伺いたいと考えております。
- また、一定の方向性が出れば、来年度有識者を交えた庁舎建設委員会を設置し、建設基本計画等の策定等具体的な検討に入りたいと考えております。時期に対しても財政との絡みありますので、これからでございます。
- 7番 伊藤秋雄 私の質問にもちょっと書いてありますが、最終的に決める過程では、学識経験者や町民から意見を聞く委員会を設置するということですね。
- そこを確認して終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
- 議長 三戸留吉 これにて、7番 伊藤秋雄君の一般質問を終わります。
- これにて、一般質問を終わります。
- これより、各常任委員会を開いていただきます。なお最終日17日は、午後1時30分より本会議を開きます。
- 本日の会議は、これを持って散会いたします。どうもご苦勞様でした。

(午後3時51分)

平成27年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第4日目 平成27年12月17日(木)

議長 三戸留吉 皆さん、ご苦労様です。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより本日の会議を開会いたします。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、本会議で、各常任委員会に付託された議案及び請願・陳情について、各常任委員長の報告を求めます。
始めに、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 (総務産業常任委員会委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 三戸留吉 次に、教育民生常任委員長 金一義君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 (教育民生常任委員会委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 三戸留吉 これより、各常任委員長に対する質疑を行います。
始めに、総務産業常任委員長 伊藤秋雄君に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 ないようですので、総務産業常任委員長 伊藤秋雄君に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、8番 北嶋君

8番 北嶋賢子 8番 北嶋賢子です。1点だけお尋ねしたいと思います。総務産業常任委員会に、条例の一部改正が出ました。マイナンバー制度なんですけども、そのマイナンバー制度を総務課長に聞きましたら、町民課だということでしたので、それじゃあこれ以上聞けないということになったんです。
そのマイナンバー制度なんですけども、いま全国的に通知が届いたり届かなかったり、そして写真を貼って出さなきゃならないんですけども、自分たちの町にはどれくらい返ってきてるのかどうか、そういうところ話あったものでしょうか。

教育民生常任委員長 金一義 只今のご質問ですが、議題の中にマイナンバーの議題がなかったため、委員会の中では話が出ませんでした。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 ないようですので、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を終わります。
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
なお討論は、反対討論から行いますので討論がある場合は、挙手の上、反対、賛成を述べた上で、議長の許可を得てからお願いいたします。
日程第2、議案第55号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第55号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第56号 八郎潟町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第56号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、日程第4、議案第57号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第57号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、日程第5、議案第58号 平成27年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第58号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、日程第6、議案第59号 平成27年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第59号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、日程第7、議案第60号 平成27年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第60号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、日程第8、議案第61号 平成27年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第61号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、日程第9、請願・陳情について、採決を行います。
受理番号第16号 必要な医療・介護がうけられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書について、討論を行います。討論あり

ませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。
受理番号第16号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第16号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
次に、受理番号第17号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」の意見書を求める陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。
受理番号第17号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第17号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
次に、受理番号第18号 学校薬剤師の報酬改善についての陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。
受理番号第18号について、委員長の報告は不採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって受理番号第18号は、委員長報告のとおり不採択することに決定しました。
次に、受理番号第19号 TPP交渉に関する請願について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。
受理番号第19号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第19号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
ここで暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

議長 三戸留吉 それでは、再開いたします。
次に、委員会提出議案第4号から第6号を日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。追加日程第1、委員会提出議案第4号 必要な医療・介護がうけられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 委員会提出議案第4号について、提案理由を述べます。

今、県民の間には、「介護利用料が高くて利用できない」「国保税が高い」など医療・介護の充実を求める声が広がっています。

安倍政権は、医療保険制度改革関連法案を強行可決しましたが、この内容は、国民負担増、給付削減を進める内容となっています。さらに、消費税増税、物価の高騰、非正規職員の増大などで生活困窮者が増大しています。これでは将来不安は増すばかりです。

以上のことから、公費（国）負担を増額して医療・介護の保険料と自己負担を引き下げ、また、緊急に介護報酬の引き下げを実施、公的保険の範囲を狭めることなく、すべての人に安全・安心の医療・介護を保障する。また、どこでも、必要な医療や介護・福祉が受けられるように、入院・入所を制限せず、医療機関や介護・福祉施設を確保、さらに支給開始年齢の引き上げなど年金制度改悪を中止し、安心して暮らせる最低保障年金の創設を求めることから、意見書を提出するものです。

議会議長 三戸留吉様

提出先 内閣総理大臣 安倍晋三、厚生労働大臣 塩崎恭久

議長 三戸留吉 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。委員会提出議案第4号について、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって委員会提出議案第4号は、可決と決定いたしました。
次に、追加日程第2、委員会提出議案第5号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書、を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 委員会提出議案第5号について、提案理由を述べます。

超高齢化を迎える中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は、喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。

2015年4月の介護報酬改定では、介護職員の低賃金の改善を図るためとして、介護職員処遇改善加算が強化されました。しかし、基本報酬が引き下げられ、事業者は厳しい事業運営を強いられており、これ以上の処遇改善を事業所に委ねることは困難です。人材不足は地域の介護施策に深刻な影響を与えるため、国の施策として人材確保・離職防止対策を講じる必要があります。

法定基準を大幅に引き上げて労働環境の改善を図る事は離職防止をすすめる上でも重要な課題となっています。

従って、介護従事者の処遇改善や人員配置基準の引き上げは国の責任で行う必要があります。

以上のことから、介護従事者の人材確保・離職防止の実質的な対策、および安全・安心の介護保障を実現していくために、介護職員をはじめとする、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図り、介護保険施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。また、夜間の人員配置を改善するなどを、国費で費用を賄うことを求めることから、意見書を提出するものです。

提出者 金一義、賛成者 畠山金美、加藤千代美、柳田裕平、石井清人、近藤美喜雄

議会議長 三戸留吉様

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、秋田県知事

議長 三戸留吉 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。委員会提出議案第5号について、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって委員会提出議案第5号は、可決と決定いたしました。次に、追加日程第3、委員会提出議案第6号 TPP交渉に関する意見書、を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 委員会提出議案第6号 TPP交渉に関する意見書について
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。
平成27年12月17日提出 八郎潟町議会 議長 三戸留吉殿
提出者 総務産業常任委員長 伊藤秋雄
提案理由 TPP参加国は、10月5日に「大筋合意」、11月5日に「暫定文書」を
発表しました。
「大筋合意」は、農産品重要5品目すべてで譲渡するとともに重要5品目の細目(タ
リフライン)の3割で関税撤廃としていますが、国会決議は、重要5品目については関
税の撤廃だけでなく削減も行わない「除外」であり、これが満たされない場合は交渉か
らの撤退を明記しており、国会決議違反は明白です。これでは、日本を「存立危機事態」
へと追い込むものです。
政府は、「合意」を撤回すべきです。ましてや、この「合意」に基づくTPP協定へ
の調印、批准は認められません。
以上のことから、意見書を提出するものです。
TPP交渉に関する意見書について(案)
地方自治法第99条の規定により提出します。
平成27年12月17日 提出者 伊藤秋雄、賛成者 菊地文人、北嶋賢子、村井剛、
伊藤敦朗、三戸留吉
議会議長 三戸留吉様
提出先 衆議院議長 大島理森、参議院議長 山崎正昭
次のページは、皆さんに事前に配付しておりますので、この文面は省略させていた
だきます。

議長 三戸留吉 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。委員会提出議案第6号について、賛成の諸君
の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって委員会提出議案第6号は、可決と決定いたしました。
次に、日程第10 議案第62号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につ
き同意を求めることについて、上程します。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 議案の概要についてご説明いたします。
議案第62号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の武田秀秋氏は、平成27年12月25日をも
って任期満了になりますので、引き続き同委員としてお願いいたしたく、地方税法第4
23条第3項の規定により同意を求めるものであります。
なお任期につきましては、平成27年12月26日から3年間でございます。

武田氏は、人格も高潔で、固定資産の評価に関し豊富な識見を有する者として提案するものであります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 これより、議案に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決は起立採決で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。
日程第10、議案第62号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第62号については、同意することに決定しました。次に、日程第11、議案第63号 八郎潟町監査委員の選任につき同意を求めることについて、上程します。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 議案第63号 八郎潟町監査委員の選任につき同意を求めることについて
監査委員の 佐藤國雄氏が、平成27年9月30日をもって退任いたしましたので、このたび渡邊優氏を新たに監査委員として任命いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものであります。
なお、任期につきましては、平成28年1月1日から4年間であります。
渡邊氏は、人格も高潔で、財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者として提案するものであります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 これより、議案に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決は起立採決で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。
日程第11、議案第63号 八郎潟町監査委員の選任につき同意を求めることについて、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第63号については、同意することに決定しました。以上、今定例会に付議された案件は、全て終了しました。
これをもって、八郎潟町議会12月定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時18分)